

**補助金等の見直しに関する提言書
【平成25年度】**

**平成25年10月
生駒市行政改革推進委員会**

目 次

はじめに	1
1 補助金等の現況	2
(1) 生駒市における補助金等	2
2 補助金等の基本的な考え方とこれまでの取組	7
(1) 補助金等の支出の根拠	7
(2) 補助の定義	7
(3) これまでの取組	7
(4) 主な補助金の見直しと財政効果	9
3 補助金等の見直しに関する事項	10
(1) 検証の視点	10
(2) 検証の対象	10
(3) 補助金等の審査の方法	11
4 補助金等に係る審査結果	13
(1) 審査結果の総括	13
(2) 個別補助金等の審査結果	14
5 今回の見直しにおける課題と今後のあり方について	27
(1) 公益性	27
(2) 必要性	28
(3) 補助の効果	29
(4) 補助内容の妥当性	29
(5) その他	30
おわりに	32
附属資料	
1 生駒市行政改革推進委員会条例	34
2 委員名簿	36
3 検討経過	37
4 平成25年度予算 補助金等一覧	38
5 検討対象補助金等一覧	56
6 補助金等検証シート	65
7 生駒市補助金制度に関する指針	69
8 生駒市補助金等交付規則	76

はじめに

生駒市では、行政改革に継続的に取り組み、一定の成果を得られていますが、社会保障関係費の増大等に起因して、厳しい財政運営を余儀なくされる中、「生駒市補助金制度に関する指針」（平成20年10月）及び「生駒市補助金等交付規則」（平成21年4月施行）に基づき、効果的で透明性の高い補助金制度の構築に取り組んできました。

補助金指針においては、補助対象経費及び交付手続の明確化等が示され、補助期間としては、原則3年の終期を設定し、期限到来時に再度補助金の内容を精査することとしています。

これを踏まえ、平成22年度の見直しから3年が経過する今年度に、本委員会に2つの作業部会を設置し、再度補助金等の見直しを行うこととなりました。

本委員会では、平成25年5月から約4ヵ月の間に作業部会8回を含め、11回にわたる会議で検証を重ねてきました。検証に当たっては、指針において示されている「補助金交付基準」に基づいて、公益性や補助の効果等の観点から、市民の税金から支出される補助金が妥当であるか否かについて検証を行いました。また、平成22年度の見直しにおいて検証対象としたものについては、提言に対する対応状況を確認するとともに、改めて現在の社会情勢に沿った補助金支出となっているかといった検証を行いました。

補助金等については、3年ごとの定期的な見直しだけでなく、市民ニーズの変化等も踏まえた上で、継続的に見直しを行う必要があります。

この提言書が、補助金等の見直しにおける一助になるとともに、今後、補助金等が適切に支出されることを期待します。

※本委員会の審議で使用した資料について

補助金等の見直しにおいて活用した次の資料については、分量の関係で添付していませんが、市のホームページ「行政改革推進委員会のページ」で確認いただけます。

- ・過去の補助金等の見直しに関する提言書（H22年度）
<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02200/04/32.html>
- ・作業部会の審議資料（補助金等検証シート・各補助金交付要綱）
<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02200/14/01.html>

1 補助金等の現況

(1)生駒市における補助金等

生駒市の補助金等交付総額は平成25年度予算では約2,492百万円となっており、前回補助金等の見直しを実施した平成22年度の交付総額が約1,394百万円であったことから、平成25年度予算の補助金等交付総額は大きく増加しています。

もともと、交付総額が大きく増加したのは、平成25年度中に完成を予定している生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業に伴う補助金が計上されたことが主な要因となっており、当該補助金を除いた場合の補助金は、約1,381百万円と平成22年度よりも微減しています。

行政分野別、交付先別及び創設年度別での補助金等については、臨時的経費である前述の生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業に伴う補助金を除いた場合、下記のとおりとなっています。

まず、行政分野別では、自治振興・地域活動の分野で減少、環境・緑化推進、経済振興で増加が見られます。

次に交付先別に分類すると、個人等に対する補助金が31.8%と最も高く、次に保育園・幼稚園及び各種団体・協会関係の28.7%と続いています。

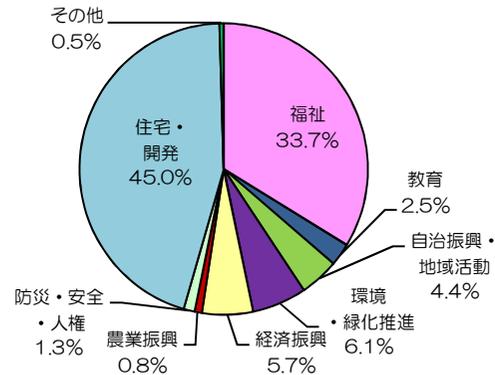
創設年度別では、平成元年～平成10年及び昭和以前に創設された補助金が60%以上を占めており、長期間にわたり継続している補助金が相当数を占めている状況です。

また、平成20年度から平成24年度までの補助金の交付状況の推移を見てみると、経常的な補助の合計については約8～10億円で推移しています。

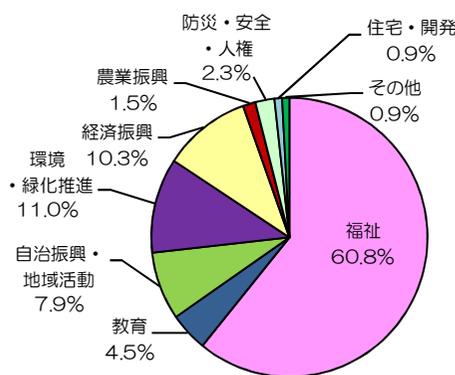
○行政分野別の状況（予算）

分野名	H25			H25 (生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業補助金 (1,110,200千円)を除く)			H22			
	件数	補助金額(千円)	割合	件数	補助金額(千円)	割合	件数	補助金額(千円)	割合	
福祉	保健・衛生	5	5,066	0.2%	5	5,066	0.4%	6	15,960	1.1%
	高齢者福祉	10	246,080	9.9%	10	246,080	17.8%	9	284,335	20.4%
	障がい者福祉	1	8,077	0.3%	1	8,077	0.6%	3	9,008	0.6%
	子ども福祉	12	552,124	22.2%	12	552,124	40.0%	15	584,464	41.9%
	社会福祉	4	29,253	1.2%	4	29,253	2.1%	4	29,671	2.1%
小計	32	840,600	33.7%	32	840,600	60.8%	37	923,438	66.3%	
教育	幼稚園	2	26,528	1.1%	2	26,528	1.9%	2	26,432	1.9%
	学校教育振興	12	7,898	0.3%	12	7,898	0.6%	12	8,211	0.6%
	生涯学習振興	20	27,861	1.1%	20	27,861	2.0%	18	21,167	1.5%
小計	34	62,288	2.5%	34	62,288	4.5%	32	55,810	4.0%	
自治振興・地域活動	11	109,152	4.4%	11	109,152	7.9%	12	218,363	15.7%	
環境・緑化推進	16	151,859	6.1%	16	151,859	11.0%	14	72,293	5.2%	
経済振興	12	142,606	5.7%	12	142,606	10.3%	11	50,536	3.6%	
農業振興	10	20,127	0.8%	10	20,127	1.5%	16	22,740	1.6%	
防災・安全・人権	13	31,192	1.3%	13	31,192	2.3%	8	25,346	1.8%	
住宅・開発	7	1,122,249	45.0%	6	12,049	0.9%	9	13,478	1.0%	
その他	4	11,895	0.5%	4	11,895	0.9%	5	11,625	0.8%	
合計	139	2,491,967	100.0%	138	1,381,767	100.0%	144	1,393,629	100.0%	

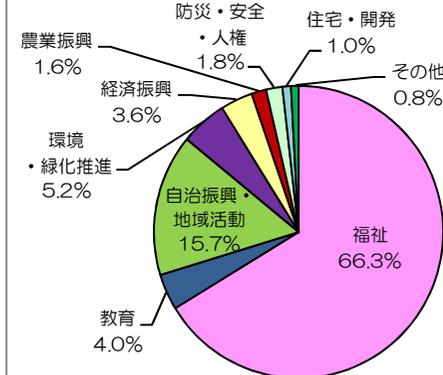
行政分野別の補助金の状況（平成25年度）



行政分野別の補助金の状況（平成25年度）
(生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業補助金を除く)

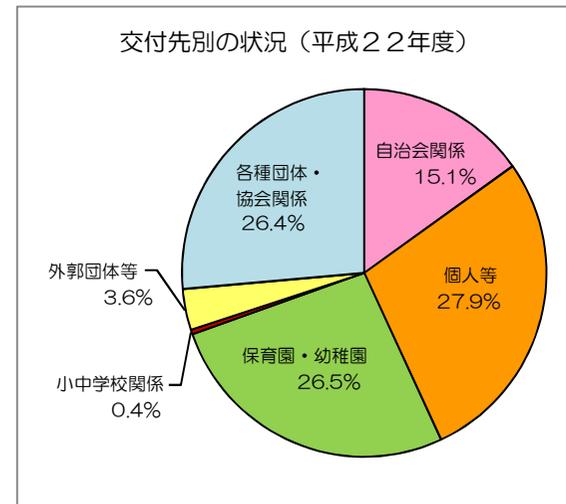
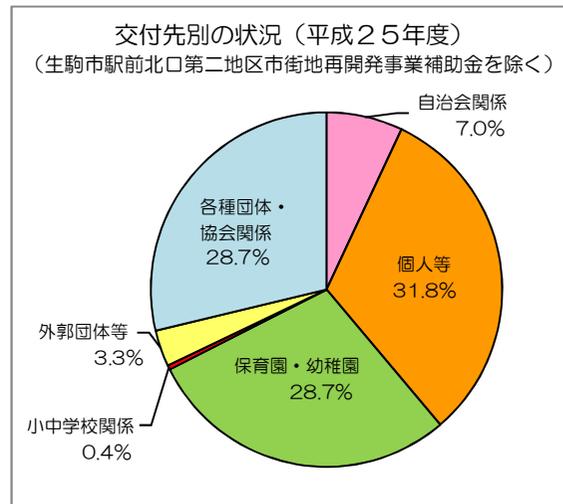
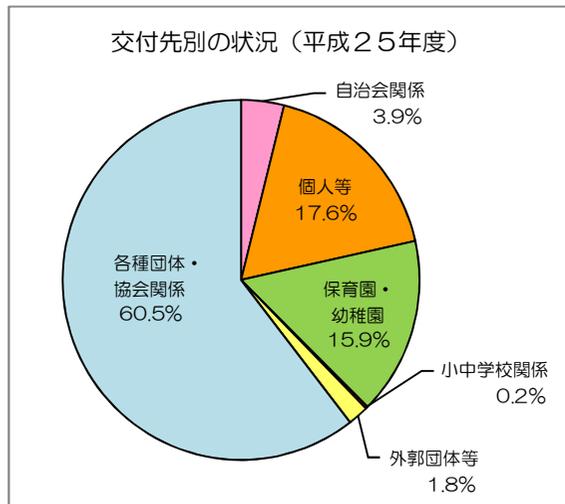


行政分野別の補助金の状況（平成22年度）



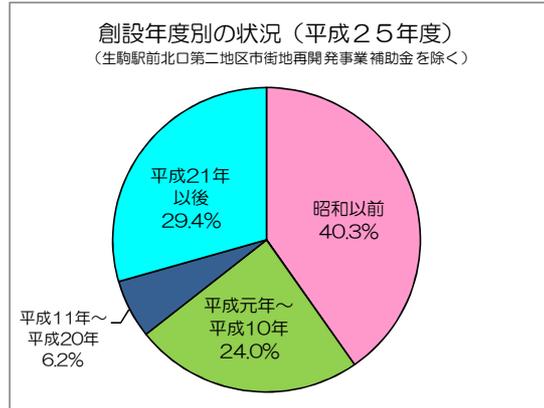
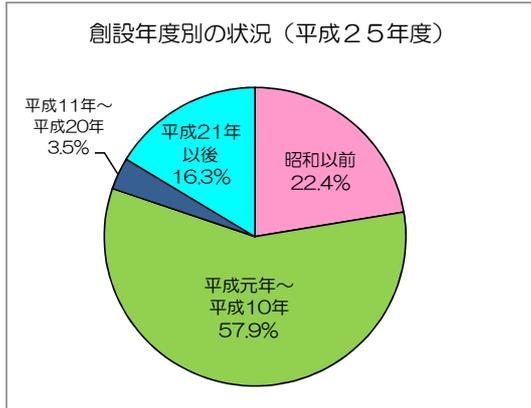
○ 交付先別の状況（予算）

交付先名	H25			H25 (生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業補助金 (1,110,200千円)を除く)			H22		
	件数	補助金額(千円)	割合	件数	補助金額(千円)	割合	件数	補助金額(千円)	割合
自治会関係	9	96,952	3.9%	9	96,952	7.0%	13	211,043	15.1%
個人等	37	439,261	17.6%	37	439,261	31.8%	34	389,348	27.9%
保育園・幼稚園	13	397,205	15.9%	13	397,205	28.7%	15	369,304	26.5%
小中学校関係	6	5,477	0.2%	6	5,477	0.4%	6	5,760	0.4%
外郭団体等	4	46,091	1.8%	4	46,091	3.3%	6	50,380	3.6%
各種団体・協会関係	70	1,506,982	60.5%	69	396,782	28.7%	70	367,794	26.4%
合計	139	2,491,967	100.0%	138	1,381,767	100.0%	144	1,393,629	100.0%



○創設年度別の状況（予算）

創設年度	H25			H25 (生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業補助金 (1,110,200千円)を除く)		
	件数	補助金額(千円)	割合	件数	補助金額(千円)	割合
昭和以前	41	557,081	22.4%	41	557,081	40.3%
平成元年～平成10年	28	1,442,146	57.9%	27	331,946	24.0%
平成11年～平成20年	31	86,125	3.5%	31	86,125	6.2%
平成21年以後	39	406,615	16.3%	39	406,615	29.4%
合計	139	2,491,967	100.0%	138	1,381,767	100.0%



○補助金等の財源の状況（予算）

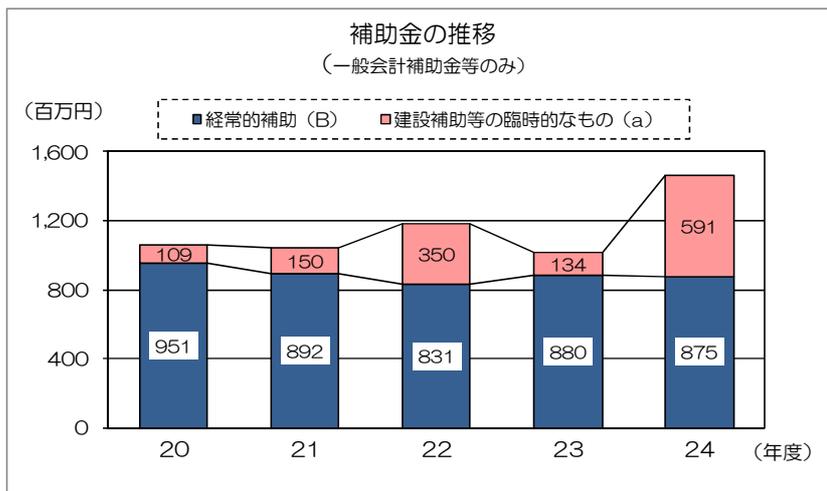
	H25		H22	
	補助金額(千円)	割合	補助金額(千円)	割合
一般財源	1,317,920	52.9%	902,155	64.7%
特定財源(国・県補助金等)	1,174,047	47.1%	491,477	35.3%
合計	2,491,967	100.0%	1,393,629	100.0%

○ 補助金の推移（決算）

（単位：円）

区 分			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計 補助金等	合 計	A (a+b+c)	1,059,881,590	1,042,035,924	1,180,093,078	1,013,790,539	1,466,039,947
	経常的な補助金(建設費補助を除く)合計	B (a+c)	950,646,590	891,921,724	830,529,470	879,994,874	875,097,796
	補助金	a+b	832,405,867	883,146,424	1,015,434,078	840,918,039	1,284,605,947
	内、建設補助	a	109,235,000	150,114,200	349,563,608	133,795,665	590,942,151
	差引(経常的な補助)	b	723,170,867	733,032,224	665,870,470	707,122,374	693,663,796
	交通費助成	c	227,475,723	158,889,500	164,659,000	172,872,500	181,434,000
特別会計 補助金	合 計	C (d+e+f+g)	45,180,738	45,472,353	55,903,253	132,912,166	389,555,446
	経常的な補助の合計	D (d+e+f)	45,180,738	45,472,353	45,328,253	50,416,166	45,755,446
	国民健康保健特別会計	d	44,570,000	44,907,945	44,661,606	49,770,284	44,431,800
	介護保険特別会計	e	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
	下水道事業特別会計	f	70,738	24,408	126,647	105,882	783,646
	生駒駅前市街地再開発事業特別会計	g			10,575,000	82,496,000	343,800,000
合計額		A+C	1,105,062,328	1,087,508,277	1,235,996,331	1,146,702,705	1,855,595,393
	経常的な補助の合計	B+D	995,827,328	937,394,077	875,857,723	930,411,040	920,853,242
	対前年度比較		1.00	0.94	0.93	1.06	0.99

歳出総額			54,369,971,580	52,576,065,461	52,160,954,570	52,522,273,737	55,361,843,799	
一般会計歳出額			34,464,690,988	32,994,812,949	32,365,710,781	32,541,356,501	33,839,182,078	
補助金の割合	歳出総額	補助金等の合計額の割合	(A+C)/E	2.03%	2.07%	2.37%	2.18%	3.35%
		経常的な補助の合計額の割合	(B+D)/E	1.83%	1.78%	1.68%	1.77%	1.66%
	一般会計	補助金等の合計額の割合	(A+C)/F	3.08%	3.16%	3.65%	3.12%	4.33%
		経常的な補助の合計額の割合	(B+D)/F	2.76%	2.70%	2.57%	2.70%	2.59%



2 補助金等の基本的な考え方とこれまでの取組

(1) 補助金等の支出の根拠

地方自治法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これが地方公共団体の補助金交付の支出根拠となっています。

ただし、「公益上必要があるか否か」については、当該地方公共団体の長及び議会が個別の事例に則り認定することになり、この認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも「公益上必要がある」と認められなければなりません。(行政実例 昭和28年6月29日)

(2) 補助の定義

補助という言葉は、広義、狭義で様々な意味で使用されますが、最も広義では、国から地方公共団体若しくは民間側等に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間等に対し、各種行政上の目的をもって交付される現金給付を指すものです。

地方自治法第232条の2の補助金は財政援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金を指すものと解されています。

補助金等の支出にかかる予算上の取扱いとしては、地方自治法施行規則の定めるところにより、「19節 負担金補助及び交付金」として次のように分類されている。

- ①負担金 法令又は契約等に基づいて国、他の地方公共団体等に負担する経費。
- ②補助金 特定の事業又は研究をする者に対し、その事業や研究の遂行を助成するために法令の規定に基づき交付するもの、又は公益上必要な事業、行為等に対する保護、奨励のために交付する経費。
- ③交付金 法令、条例等により、団体又は組合等に地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として交付するもの。

なお、「13節 委託料」が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は報償として交付される点で異なります。

(3) これまでの取組

① 行政改革推進委員会による補助金等の個別検証【平成18年度】

行政改革推進委員会の専門部会として「補助金等適正化検討部会」を設置し、計154件の補助金等について審査しました。

(審査結果)

区分	件数	18年度予算(千円)
廃止	18	33,128
見直し(縮小)	56	654,739
継続	80	627,132
充実(拡大)	-	-
計	154	1,314,999

※前回提言の詳細(今回検証分)は、【附属資料5 検討対象補助金等一覧】P.56を参照

②市による指針等の策定【平成20年度】

平成19年度の行政改革推進委員会の提言に基づき、適正で透明性の高い補助金制度を構築するため、補助金交付の統一的ルールである「補助金制度に関する指針」、「補助金等交付規則」を策定・制定しました。

③行政改革推進委員会による補助金等の個別検証【平成22年度】

行政改革推進委員会に作業部会を設置し、全144件の補助金等のうち、「平成18年度の提言で指摘された事項への対応がさらに求められるもの」等の基準に基づき抽出した36件の補助金等について審査しました。

検証に当たっては、「整理合理化の推進」、「行政と民間の役割分担」、「事業費補助の原則」、「補助の既得権化の防止」、「補助対象経費、積算基準の明確化」の5つの視点で、今後の補助金のあり方を示す総合評価を行いました。

(審査結果)

区分	件数	22年度予算(千円)
廃止	9	213,558
見直し	18	315,267
継続	9	228,349
計	36	757,174

※前回提言の詳細(今回検証分)は、【附属資料5 検討対象補助金等一覧】P.56を参照

(提言への対応状況)

【提言の実施状況】		市の対応状況				計
		廃止	見直し	見直しの 検討継続	現行どおり	
H22年度 提言内容	廃止	3	4	2	-	9
	見直し	-	13	1	4	18
	継続	1	3	-	5	9
計		4	20	3	9	36

(4)主な補助金の見直しと財政効果

(単位：千円)

年度	主な補助金名称				効果額 (単年度)	効果額 (累計)
	廃止	件数	見直し	件数		
H19	職員資格取得助成金 たばこ奨励会奨励金 ISO認証取得事業補助金	8	職員互助会補助金 社会福祉協議会補助金 ふれあい振興財団振興事業補助金	16	△ 41,397	△ 41,397
H20	ケーブルテレビ加入促進補助金 宿泊施設利用補助金	5	自治会長研修費補助金 社会福祉協議会補助金	12	△ 43,684	△ 85,081
H21	愛がん動物適正管理推進事業補助金 市民体育祭参加奨励金	7	社会福祉協議会補助金 障がい児保育事業費補助金 資源回収補助金	16	△ 56,013	△ 226,175
H22	ふれあい振興財団事務局補助金 松くい虫防除事業補助金	5	社会福祉協議会補助金 中小企業融資保証料補助金	9	△ 77,371	△ 444,640
H23	交通安全団体補助金 まちづくり活動支援事業補助金	2	自治振興補助金 シルバー人材センター運営補助金 家庭生ごみ自家処理容器設置補助金	13	△ 12,343	△ 675,448
H24	2歳未満児保育事業補助金 生涯学習団体施設使用料補助金	2	児童育成クラブ運営補助金 地域交流施設運営補助金 人権教育研究会補助金	19	△ 42,025	△ 948,281
H25	自治会防犯灯電気料金補助金 集会所備品購入補助金 私立保育所冬季採暖費補助金	6	地産地消推進事業補助金 観光協会補助金 私立保育所備品充実費補助金	23	△ 59,425	△ 1,280,539
合計		35		108	△ 332,258	

※「効果額（累計）」は、各補助金のH19年度以降の廃止、見直しが継続していることによる

3 補助金等の見直しに関する事項

(1) 検証の視点

補助金制度に関する指針に則り、次のような視点で補助金の個別検証を実施しました。

① 平成22年度の見直しに対する対応の確認

平成22年度に実施した見直しでの本委員会からの指摘に対する対応状況の確認。

② 事業費補助の原則の確認

運営経費に対する補助から補助金制度に関する指針において原則として明記されている特定の事業実施への補助を行う事業費補助への転換の状況について確認を行い、個々の団体等に対する補助金等の交付について、事業費補助への転換について検証。

③ 補助の既得権化の抑止

長期にわたり継続している補助金等交付の既得権化を防ぎ、また、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、補助金制度に関する指針に基づく、原則3年の終期設定状況について検証。

④ 補助金交付の効果の検証

補助金等の交付による効果が認められ、交付に見合う効果が期待どおりに現れているかを検証。

⑤ 補助対象経費、積算基準の明確化

補助金の対象経費、積算基準、補助率等について、その明確化の状況と妥当性について検証。

(2) 検証の対象

補助金等全139件のうち、次に掲げる基準を総合的に勘案し、事務局において検証対象素案を抽出しました。

- ・ H22年度の提言で指摘された事項への対応がさらに求められるもの
- ・ 経常的な補助金で、H25年度の予算額が概ね300万円以上のもの
- ・ 創設後、10年以上が経過しているもの
- ・ 事業への補助ではなく、団体等の運営補助の性格が強いもの
- ・ 補助金の対象経費、積算根拠等が明確とは言い難いもの
- ・ 補助率が1/2を超えるもの
- ・ その他特に検証の必要があると認めるもの

この基準から、10件を検討対象とする素案を事務局で作成後、委員会において再度審議し、今回の見直しの検証対象を27件と決定しました。

(3)補助金等の審査の方法

上記(2)の結果、これら27件の補助金等について、補助金制度に関する指針において策定した「補助金交付基準」に基づく、検証・評価を次のとおり実施しました。

①作業部会の設置

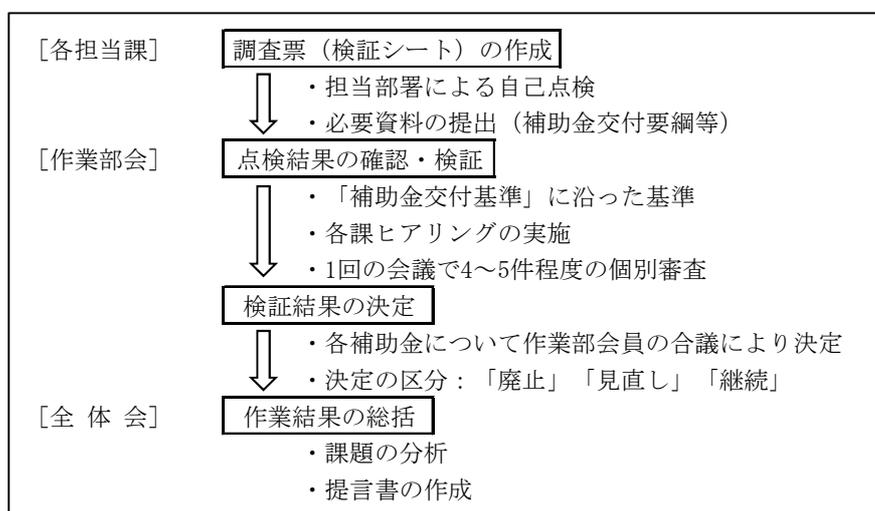
一定数の補助金を個別に検証する必要があることから、本委員会に2つの作業部会を設置し、行政分野別による性質分類ごとに検証作業を分担することとしました。

○第1作業部会：自治振興・地域活動、防災・安全・人権、環境・緑化推進、経済振興、住宅・開発、その他

○第2作業部会：社会福祉・高齢者福祉・子ども福祉、農林振興、幼稚園・学校教育、生涯学習振興

②検証の手順

検証の手順は、各担当課が自己点検の結果を記載した「補助金等検証シート」及び補助金交付要綱等の必要資料をもとに、各担当課に対してヒアリングを行い、各委員の合議により、補助金の今後のあり方を「廃止」、「見直し」、「継続」の区分で決定しました。また、総合評価の区分を選択した理由の他、特に指摘すべき事項や意見がある場合には、コメントを記載しました。



【補助金交付基準】（「生駒市補助金制度に関する指針」（平成20年10月）より）

検証項目	検証内容				
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 ・ 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 ・ 市の基本的な政策方針に合致しているか。 				
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が関与する妥当性はあるか。 ・ 補助金の交付以外の代替策はないか。 ・ 当初の目的を達成していないか。 				
補助の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付の効果が認められるか。 ・ 補助金額に見合う効果が期待できるか。 				
補助内容の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。 ・ 補助金の使途は目的に沿ったものか。 <p>※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外</p> <table border="1" data-bbox="432 667 1355 943"> <tr> <td data-bbox="432 667 576 837">(団体運営 補助の場合)</td> <td data-bbox="576 667 1355 837"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等の財務状況を検証しているか。 ※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。 ※多額の積立金、基金等を有していないこと。 ※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 837 576 943"></td> <td data-bbox="576 837 1355 943"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等の会計処理や使途は適切か。 ※団体等において適正な監査機能を有していること。 ※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。 </td> </tr> </table>	(団体運営 補助の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等の財務状況を検証しているか。 ※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。 ※多額の積立金、基金等を有していないこと。 ※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等の会計処理や使途は適切か。 ※団体等において適正な監査機能を有していること。 ※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。
(団体運営 補助の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等の財務状況を検証しているか。 ※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。 ※多額の積立金、基金等を有していないこと。 ※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等の会計処理や使途は適切か。 ※団体等において適正な監査機能を有していること。 ※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。 				

4 補助金等に係る審査結果

(1)審査結果の総括

下記のとおり、27件のうち約70%の補助金等が、「廃止」又は「見直し」となっており、提言内容の速やかな実施に向けた検討が必要です。また、「継続」と判断したものについても、コメントに記載した事項について精査し、改善に向けた取組を進めるとともに、市民ニーズや社会情勢を見極め、補助金等の必要性について継続的に見直しを行うことが望まれます。

区分	件数	平成25年度予算(千円)
廃止	9	235,671
見直し	10	49,979
継続	8	164,908
計	27	450,558

①行政分野別の審査の状況

行政分野別に審査の結果を見ると、「廃止」と判断した補助金が各行政分野にわたって見受けられます。特に、経済振興の分野については、検証対象とした7件の補助金全てが「廃止」又は「見直し」となっており、補助金の効果である市民に対する還元が不十分であった部分が見受けられました。

行政分野		廃止	見直し	継続	計
福祉	保健・衛生	0	0	0	0
	高齢者福祉	1	1	1	3
	障害者福祉	0	0	0	0
	子ども福祉	0	0	1	1
	社会福祉	1	0	0	1
教育	幼稚園	0	0	0	0
	学校教育振興	0	1	2	3
	生涯学習振興	0	1	1	2
自治振興・地域活動		2	0	0	2
環境・緑化推進		0	0	2	2
経済振興		2	5	0	7
農業振興		1	2	0	3
防災・安全・人権		1	0	1	2
住宅・開発		0	0	0	0
その他		1	0	0	1
計		9	10	8	27

②交付先別の審査の状況

交付先別に審査の結果を見ると、個人等及び各種団体・協会関係に対する補助において、「廃止」又は「見直し」が多く見受けられ、補助金を交

付している団体等の活動が、長期にわたる補助金交付により補助金を前提とした活動となっている部分が見受けられました。今後、限られた財源と人材で行政運営を行っていく必要がある中、市民団体等との協働がこれまでも増して必要となりますが、これら団体等の運営・活動が補助金に過度に依存することのないよう、公平で透明性の高い補助金制度が継続されることが望まれます。

交付先	廃止	見直し	継続	計
議会・互助会	0	0	0	0
自治会関係	1	0	1	2
個人等	5	2	0	7
保育園・幼稚園	0	0	0	0
小中学校関係	0	0	2	2
外郭団体等	0	0	0	0
各種団体・協会関係	3	8	5	16
計	9	10	8	27

(2)個別補助金等の審査結果

各個別補助金等の審査結果については、次の「審査結果の一覧」に記載しています。

「廃止」又は「見直し」と判断した補助金については、多種多様な課題が存在するものの、それらを総合的に審査した結果、補助金自体の存在意義についての是非が問われたものと考えます。

「見直し」と判断したものについては、多岐にわたる検討課題、改善策を指摘していることから、指摘事項について十分に精査し、早急に見直しに向けた検討を開始するとともに、「継続」と判断したものについても、コメントにおいて指摘した事項については、対応を検討していく必要があります。

また、各個別補助金等のうち、提言に基づく取組が特に求められるものについては、下記の5件となっており、他の補助金と分けて記載していることから、市におかれては、当該補助金等の審査結果に対する真摯な対応が求められます。

審査結果の一覧

(1) 提言に基づく取組が特に求められる補助金

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
8	商工会議所補助金	9,616	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回提言において、補助対象とすべき事業の取捨選択を行い、事業補助への移行を指摘したが、検討がなされていない。 ・ 住宅都市である本市の特性上、小規模事業者が多く、一定の支援の必要性は認められるが、現在補助対象となっている事業には、税務相談等本来事業者自らが専門家等に依頼し解決すべきものが含まれるとともに、実施している講座等への参加者が少数にとどまるなど、事業者にとって真に必要な支援等に活用されているとは言い難い状況にある。 ・ 以上のことから、今回の見直しにおいても、前回同様、商工会議所が事業者のニーズを把握した上で、本市の商工業の活性化につながり、市民に具体的な効果が及ぶ事業に対する補助に転換すべきであると判断する。 ・ なお、事業補助への移行にあたっては、団体の運営維持に必要な経費となる人件費等を一般管理費として補助対象経費とすることなども考慮されたい。
13	中小企業債務保証料補給金	10,000	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補給金は、中小企業事業者が融資を受けるに当たり必要となる債務保証料の一部を市が助成することで、地域経済の振興を図るものであるが、1社平均2万円/年と低額であり、中小企業の経営基盤の安定・強化に寄与しているとは考えられず、市にとっての補助効果も不明瞭であり、市が関与する必要性が高いとは言えない状況にある。 ・ また、経営に支障が生じている事業者向けの他の保証制度を利用し、本制度の利用が減少傾向にある状況も踏まえ、いったん本制度は廃止すべきである。 ・ その上で、他市との均衡も踏まえたより効果的な新たな中小企業への支援策を検討し、実施されたい。

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
14	中小企業融資 制度利子補給 金	19,500	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補給金は、上記債務保証料補給金と関連し、中小企業者の財政的支援を通じて経営基盤の強化を図ることを目的として、借入金に係る利子の一部を助成するものであるが、前回提言においては、「廃止」と判断したものの、厳しい経済情勢を踏まえ継続されているものである。 ・しかし、前回提言から利率が2%未満における補給金額を見直し、減額してはいるものの、その他事項においては見直しすることなく継続されているが、1社平均3万円/年と補助額が低額であり、中小企業者の経営の合理化、設備の近代化等の経営基盤の強化につながっているとは考え難く、前回提言と同様、本補給金は廃止すべきと判断する。 ・もっとも、中小企業支援による市内産業の発展・振興を図る意義は認められることから、上記債務保証料補給金と併せて、中小企業に対するより効果的な支援の仕組みを構築すべきである。
16	社会福祉協議 会補助金	30,000	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助要綱を改正し、補助対象経費を協議会の根幹に係る法人運営事業の人件費、事務費等に限定する措置は講じられているものの、本委員会から再三指摘している積算根拠の明確化までには至っていない。 ・また、前回提言の社会福祉協議会の本来の機能や位置づけの明確化と市との役割分担の整理に向けた検討がなされていない。 ・地域福祉計画において協議会を地域福祉の中核に位置づけ、今後事業の多様化が想定される中で、協議会自身が厳しい財政運営を強いられているのであれば、なおさら前回提言のとおり、協議会のあり方や市との関係性を明確にした上で、協議会の個々の事業の必要性にまで踏み込んだ事業内容の精査を行い、その過程において事業の積算を行うことで効果的で透明性の高い補助金へ転換すべきである。

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
19	高齢者交通費 助成金	200,950	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本助成金は、市の住民基本台帳に記録された70歳以上の高齢者（H25年度対象者は20,716人で、人口の約17%を占める。）に1人当たり1万円相当額の交通費助成を行うもので、高齢者の生きがい支援や社会参加の促進を目的として制度開始から17年が経過している。 ・高齢者に対して年間1万円相当額の交通費を助成することにより、効果が認められることは極めて難しく、目的である生きがい支援や社会参加の促進に資するものとは考え難いことから、前回提言と同様、廃止すべきと判断する。 ・また、高齢化の進展により毎年1千万円程度の財政負担の増加が生じ、既に今年度予算においても、2億円を超える予算額となっている。今後、団塊世代が交付対象となり、さらなる財政負担が懸念される中、持続可能な財政運営の観点からも政策そのもののあり方を抜本的に見直すべきである。 ・なお、本助成金本来の目的からかけ離れた利用実態も指摘され、市としても本助成金のあり方を見直す必要性は充分認識している状況ではあるが、前回の見直し以降も継続されている。 ・ただし、廃止するに当たっては、要望等を踏まえ、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、交通弱者への支援などの目的を達成できる他の方策を改めて検討すべきである。

(2) その他の補助金

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1	自己啓発助成金	130	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、H18年度の補助金の見直しを踏まえて創設された制度であり、業務に直結する資格、講座等に対象を限定されたものである。 ・職員の資質向上と能力開発により、市民福祉の向上を図るという補助金の意義は理解でき、近年の交付実績の低迷を踏まえ、担当課においてもアンケートの実施によるニーズの把握等、一定の改善策が講じられているところである。 ・しかし、本制度の効果が不明確であるとともに、自己啓発による資質向上や能力開発の取組は、本来職員が自主的に能動的に取り組むべきものである。また、インセンティブ（報奨）についても、自己啓発の取組そのものよりも、取組によって得た能力を職務に活かした成果（効果）に対して与えられるべきものである。 ・以上のことから、本補助金はいったん廃止すべきと考える。もっとも、職員数削減の中、職員個人の能力向上は必要不可欠であることから、市として職員に対して求める能力等を明確にした上で、人事評価制度への反映も視野に入れた新たな自己啓発を推進する制度を構築すべきである。
2	自治会長研修費補助金	1,991	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の主体である自治会と市との協働の重要性に鑑み、H22年度に「廃止」の提言を受けながらも継続されているが、前回提言と同様、今回の見直しにおいても、研修成果が地元へ十分に還元されているとは言い難いという意見があり、実績報告書についても、経費や研修内容の記載方法について、不十分な点があった。 ・本補助金は昭和60年に創設されたものであり、長期にわたって交付されてきた経緯も相まって、行事の一環として慣例的に実施されている傾向も否定できない。また、地域課題が複雑化、多様化している状況下において、補助対象を自治会長に限定する

				<p>必要性がなくなっていることから、本補助金については、廃止すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もともと、市民と行政との協働によるまちづくりの重要性の観点から、地域活動の向上を目的とする補助制度の必要性は認められることから、自治会長に限定せず、地域課題に応じた地域の担い手への研修費補助制度など、今後、市民自治協議会の設立が予定されていることも踏まえた上で、新たな地域への補助制度を再構築されたい。
3	友好都市宿泊補助金	100	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市交流事業の一環として実施されているものであるが、補助額も1人1泊につき2,500円と少額であり、主要宿泊施設の閉館などの影響から近年の利用実績も低迷している状況にある。 ・また、宿泊補助という手段により友好都市との交流が図られるのかという補助効果に対する疑問があるとともに、創設から既に14年が経過しており、友好都市との交流の推進という目的は一定程度果たされたものと考えられる。 ・よって、本補助金は廃止し、友好都市との交流の推進に当たってはPRの強化など、別途新たな手法を検討すべきである。
4	環境基本計画推進会議補助金	3,400	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政から組織され、積極的に活動がなされている市環境基本計画に定められた様々なプロジェクトの実施主体への補助金であり、補助金の意義は認められるもので、効果についても市民力を活かした環境施策が推進されているところである。 ・しかし、本組織については、本来構成員である市民・事業者が主体的に事務等の組織運営を担うべきものであるにもかかわらず、行政主体によるものとなっており、会員数も131に留まるなど、組織としてのあり方に課題が見受けられる。 ・今後、組織や活動の活性化に向けた会員数の拡大に取り組まれるとともに、取組や実績等をより一層市民に周知し、活動への理解、協力を求める必要がある。

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
5	農家区長会補助金	750	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・前回提言の「廃止」の判断に対し、研修後の報告書の作成や一般農家への周知といった改善はなされているものの、根本的な改善には至っておらず、農業ビジョンに定められた市の農政の基本方針である遊休農地の解消と本補助金の目的及び効果が直接結び付いているとは考え難い。 ・また、市が求めている農家区長に対する役割も明確になっておらず、創設から約30年と長期化していることも踏まえ、今回の見直しにおいても、廃止すべきであると判断する。 ・その上で、市が重要課題と認識している遊休農地への対応に特化した形での支援策など、市の農政の基本方針に合致した農家に対する支援策を再構築すべきである。
6	農家区長活動交付金	1,408	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・前回提言では、市と農家区長との業務範囲の明確化、均等割と戸数割の配分割合について指摘したが、業務範囲の明確化の具体的な検討はなされておらず、また戸数が少数の農家区においても、山間部における地勢や有害鳥獣の対応等による繁忙などを理由に均等割額を変更することなく、支出方法についても現状を維持している。 ・しかし、前回提言のとおり、活動交付金は農家区長の行う業務・役務に対する対価、報償といった人件費的な側面が強い補助金であることから、市と農家区長が担うべき役割をそれぞれ明確にすべきである。 ・また、その整理に当たっては、市の農家区長や農家に求める役割と現状を踏まえた上で、本補助金のみならず、農家区長、農家及び行政との関わりの仕組みそのものを、市全体として見直すべきである。

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
7	土地改良事業 補助金	6,700	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全・活用、防災や環境の面から事業の必要性は認められるものであり、事業に係る経費の1/2は地元負担になっていることから、受益者負担も適正になされているところではある。 ・しかし、前回提言での指摘のとおり、実施主体については、設計金額が500万円以上の事業は市が直接実施し、原則競争入札が行われるのに対し、500万円未満の事業については、地元施工となり随意契約に近い手法が用いられている現状にある。 ・地方自治法に基づき、130万円以上の工事等については、原則競争入札が実施される市の発注・契約方法との整合性を図るためにも、再度、地元施工における発注・契約の手法について、事業主体を決定する金額区分の妥当性も含め、より公平性・透明性の高い発注・契約の手法を検討すべきである。
9	特産品振興補助金（茶釜生産協同組合補助金）	200	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品及び伝統的工芸品である茶釜、特産である編針及び茶道具を生産している事業者で構成される3組合に対して補助金を交付しているものであるが、毎年度定額が交付される運営補助となっている。 ・本市の状況を踏まえると、既存の特産品や伝統的工芸品の振興、育成を図るため、生産者を支援する一定の意義は認められる。 ・しかし、運営補助の性質上、補助金の役割・効果が明確になっておらず、また補助金の長期化により、各組合の活動が補助金を前提としたものとなっている懸念が見受けられる。 ・以上のことから、各組合と協議の上で、特産品及び伝統的工芸品のより効果的な振興につながる事業に対する補助へ転換すべきである。 ・なお、茶釜生産協同組合に対しては2つの補助金が支出されているが、両補助金の目的等に明確な差異がないのであれば、両補助金の統合を検討されたい。また、組合員数拡大により、活動の活性化が期待できることから、3組合の統合も検討されたい。
10	特産品振興補助金（編針工業協同組合補助金）	200		
11	特産品振興補助金（茶道具同業組合補助金）	200		
12	伝統的工芸品育成補助金	300		

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
15	人権教育研究会補助金	1,250	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年度の提言を踏まえ、会費の徴収による自主財源の確保に努められているところであるが、事業自体の見直しはなされておらず、研修会・研究会等への参加費、旅費等については、依然として全額市からの補助金で賄われている状況にあり、団体の自主性と中立性を確保する観点から、改善が求められる状況にある。 ・教育現場における人権教育の推進という公共性・必要性は認められるものの、任意の民間団体である本研究会对する補助が継続されることは、公平性を欠くと考えられ、補助効果の把握も困難であることから、本補助金は前回提言と同様に廃止することが妥当であると判断する。 ・もっとも、前回提言のとおり、市が教員に対する人権教育の学習機会等の提供を必要と判断する場合には、人権教育のあり方を明確にした上で、補助金ではなく直接経費を負担するなど、より効果的な他の方策により支援することが適当である。
17	地域交流施設運営補助金	1,000	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、前回提言において「廃止」とし、行政内部においても廃止に向けた検討が進められたものの、地元等への配慮から補助金額を大幅に削減した上で継続されているものであり、継続に際しては、使用料の徴収や特定地域の住民にのみ認められていた利用制限の撤廃がなされているところである。 ・また、本補助金の削減に伴い、本施設の継続的な維持管理が財政面で困難になったことから、施設の所有者及び運営者である社会福祉法人において、来年度以降の施設の廃止も含めた検討がなされているとのことである。 ・他地域との公平性や本施設設置までに至る維持管理に関する経緯を踏まえると、市の補助金により本施設の運営を維持する妥当性は、今回の見直しにおいても見だし難いことから、当該補助金は廃止すべきと判断する。 ・なお、本施設の管理運営については、当事者である3者において引き続き協議されたい。

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
18	シルバー人材 センター運営 補助金	7,100	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進展する中、高齢者の就業機会の創出と社会参加の推進において、同センターが果たす役割は非常に大きく、これからもその重要性は高まるものと考えられる。 ・市からの補助金は国庫補助金と同額で、上乘せ補助はなされておらず、事務費・会費の見直しや会員の増加に向けた取組など団体の自立に向けた取組が積極的になされており、同センターの重要性と、国からの補助金が市補助金と連動して交付される現状に鑑み、市が引き続き財政面で支援していくことが必要であると考えます。 ・もっとも、市職員の同センターへの人材派遣や定年年齢引き上げに伴う会員の高齢化への対応、技能者・女性会員の確保、新規事業の開拓、利用促進に向けた広報などの課題も見受けられるとともに、一定の配慮はなされてはいるものの、現在の経済情勢における安価な労働力の提供による民業圧迫の可能性も懸念されることから、地域の一事業者として安定的かつ自立した団体運営に努めることが求められる。
20	児童育成クラブ 運営助成金	144,430	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育について、保護者、指導員及び市で構成される生駒市学童保育運営協議会により運営する方式は、全国的にも珍しい方式であり、市独自の取組等もなされているようだが、事務局業務を担っている市の負担が大きいことから、前回提言でも指摘したとおり、より効率的で適正な役割分担のあり方を引き続き検討すべきである。 ・運営経費について、保育料と補助金で均等に負担すべく、H24年度に保育料の値上げを行ったところではあるが、いまだ補助金の負担割合が1/2を超えていることから、国及び県に対し積極的に財源措置を要望するとともに、保護者に対してもさらなる受益者負担を求めることも視野に検討する必要がある。 ・また、運営経費の約90%が指導員の人件費で占められているが、保護者及び指導員の要望のみで指導員を正規職員として雇用する理由とすることは、合理性に欠けることから、客観的なデータ等を把握した上で、指導員の雇用、人員配置のあり方を検討し、より効率的で効果的な運営に努めるべきである。

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
2 1	花と緑のわが まちづくり助 成制度補助金	5,400	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、H 1 9年度に市の出資金をもとにみどりの基金が創設され、本市の魅力の一つである花と緑と自然あふれるまちづくりを推進するため、同基金を財源として自主的に活動する自治会等の団体を支援するものである。 ・制度創設以来交付団体数は漸増し、街の美観・緑化につながるものとして効果も認められる。 ・「補助金制度に関する指針」に基づき、3年毎の終期が設定されており、今年度が最終年度に当たることから、担当課としては次年度以降も継続する意向であるが、本指針にも示されているように補助金を長期にわたり交付することは、団体の活動が、補助金に依存したものとなり、自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多様な活動の創出を妨げる可能性がある。 ・本補助金を継続されるに当たっては、終期となるH 2 9年度以降の支援のあり方を検討し、基金の活用も含め、自立的・自主的な団体の育成に努めるべきである。
2 2	全国大会等出 場補助金（小 学校）	300	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動において、全国大会等に出場する学校に対して、保護者の負担を軽減するために補助金が交付され、指針で定められた2分の1を上限とする補助率を超える3分の2以内としているが、全国大会等への出場を奨励し、部活動を通じた児童生徒の健全育成の観点から、2分の1を超える補助率を設定する必要性は認められる。 ・財源を税金とする補助金を交付している以上、その補助効果は、市民に広く周知され、還元されなければならないが、本補助金については、補助金を交付し、一定の実績を上げているにもかかわらず、その効果が市民に広く周知されているとは認められない。 ・市民に本補助金に対する理解を一層深めてもらうためにも、補助効果の周知及び還元方法を検討し、より補助金の効果を高めるよう努められたい。
2 3	全国大会等出 場補助金（中 学校）	2,000		<ul style="list-style-type: none"> ・市民に本補助金に対する理解を一層深めてもらうためにも、補助効果の周知及び還元方法を検討し、より補助金の効果を高めるよう努められたい。

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
24	遠距離通学児童交通費補助金	655	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の設置理由は、分校の廃止に伴う通学手段の確保のためであったが、既に分校が廃止されてから30年以上経過しており、本補助金を継続する理由としては適当でない。 ・また、前回の見直しにおいても指摘したとおり、距離要件を一律に適用し、補助対象地域を3つの地域に限定することは、不公平な状況が続いていることから、廃止も含めた抜本的な見直しが求められる。 ・ただし、現行の補助対象地域や他地域の実情を把握の上、子どもの学習権利の保障や通学の安全確保を目的として、本補助金の継続が妥当と判断されるのであれば、地域要件を撤廃し、現行の補助対象外地域との公平性を確保した上で、距離や地形などの個別事情に応じた柔軟な補助制度を構築されたい。
25	ちびっこ文化祭開催補助金	700	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降、主催をこれまでの生駒市子ども会育成連絡協議会（市子連）から教育委員会へ変更することから、本補助金は廃止し、委託事業として実施予定とのことである。 ・しかし、委託先はこれまでの実施主体である市子連であり、市子連そのものが市内6子ども会で構成され、構成員も411人と組織及び活動の弱体化を余儀なくされている現状に鑑みると、子ども会をはじめとした子どもの健全育成を担う仕組み（活動）を活性化させる必要がある。 ・以上を踏まえ、本文化祭開催の市民全体への浸透を図るとともに、実施主体である市子連をはじめとした諸団体の当事者意識の醸成につながる手法を検討すべきである。

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
26	スポーツクラブ育成補助金	1,120	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、一般財団法人生駒市体育協会を通じて同協会に加盟している各競技団体に対する補助金であり、各団体における会員数に関係なく定額が交付されている状況にある。 ・各団体において独自にスポーツ教室等を開催し、会員の獲得や市のスポーツ振興に寄与しており、補助金交付に対する市民への還元も一定なされている。 ・もっとも、補助対象団体を生駒市体育協会に加盟している団体に限定していることから、加盟していないことを理由に補助金が交付されない団体の存否等の現状を確認し、公平性が確保されているかといった運用実態を把握する必要がある。 ・また、補助金交付に対する各団体の実績報告が適切になされていないことから、同協会に対し、各団体の実績報告の提出を要請する措置を講じられたい。
27	消防団員互助会補助金	1,158	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、地域住民の安心・安全を担う消防団員の福利厚生を目的として、団員で構成される互助会に対し補助金を交付しているもので、団員のなり手が不足している中、地域で果たしている消防団の役割を考慮すると、補助金を交付する必要性は認められる。 ・また、団員から会費を徴収するとともに、昨年度から互助会で支出していた慶弔費について本人を対象としたものに限るなど見直しを行い、一定の効率化に努めている。 ・本来消防団員の活動は公的なもので、市が直接経費を負担することも考えられるところであるが、市の事務の煩雑化を軽減するため、補助金として互助会へ支出しているものである。 ・しかし、補助金を交付している以上、市民に対する説明責任を果たす必要があるとともに、今後、市による必要経費の直接負担も検討するためにも、補助金の使途の明確な開示を図ることが求められる。

5 今回の見直しを踏まえた課題と今後のあり方について

市では、「補助金制度に関する指針」や「補助金等交付規則」を策定・制定し、補助金の内容面と手続面での公平性、透明性の向上に取り組んでいるところです。

しかし、本指針と本規則が策定・制定されて5年が経過しようとしている中、今回の検証過程においては、個別補助金に共通する課題として、前回の見直し時における課題と重複する項目のほか、実際の運用面での新たな課題等も見受けられたことから、本指針で掲げられた補助金交付基準等の内容を踏まえながら、課題等とその解決の方向性を以下のとおり整理します。

(1) 公益性

① 補助効果の市民全体への還元

補助金の財源は税金であり、税金を特定の事業や団体のために支出する以上、補助の効果は市民全体に還元されなければならない、それによって公益性が存在すると認められるものです。

今回の検証においても、補助の効果が非常に高いにもかかわらず、その効果を市民に還元する仕組みが十分に構築されていないことから、市民が利益を享受することができない補助金も見受けられました。

補助金の効果が広く市民に周知・還元されることによって、補助金支出に対する理解が得られることに鑑み、早期にその仕組みを構築すべきです。

② 長期継続補助金の社会情勢や市民ニーズとの整合性の検証

平成22年度に実施した見直しにおいても指摘したとおり、創設から20年以上経過している補助金が多く存在し、139件中53件(38.1%)を占めるまでに至っています。

今回の個別検証においても、長期継続を理由の一つとして検証対象とし、現在の社会情勢や市民ニーズに合致していない点が見受けられたことから、「廃止」又は「見直し」と判断した補助金もあります。

今回の見直しの対象とならなかった補助金のうち、創設から20年以上経過している補助金すべてについて、次回の補助金の見直しまでに行政内部において、社会情勢や市民ニーズの適合状況を改めて再検証し、市民に当該補助金を交付する意義や市民への利益等について説明する必要があります。

③ 市の基本方針との適合性の再確認

補助金を支出することは、目標を達成するための基本方針が定められ、その基本方針に合った手段の一つとして選択されなければなりません。しかし、今回の検証においては、現在の市の基本方針と合致していないにもかかわらず、補助金が交付されているケースがありました。この傾向は特に長期にわたり継続されている補助金に見受けられました。

上記②にもあるように、補助金の支出が長期化することは、社会情勢や市民ニーズだけでなく、現在の市の基本方針にも合致しない補助金が出てくるおそれがあることから、市の基本方針の変更に合わせて、基本方針と補助金との整合性を随時検証していく必要があります。

(2) 必要性

① 終期の設定の再度徹底と終期到来までの取組の明示

前回の提言においても指摘しましたが、「補助金制度に関する指針」においては、新規、既存を問わず、原則として3年の終期を設定することとしています。しかし、今回の検証対象となった27件のうち、終期を設定しているものは、10件(37.0%)にとどまっています。

継続的な支援等を理由として、終期を設定していないものが多く見受けられますが、たとえ継続的な支援を要するものであっても、市民ニーズや社会情勢が急激に変化している昨今において、終期を設定し、定期的に必要性や有効性を検証することは、市民に対する説明責任を果たす上において不可欠です。

指針を遵守し、今回の検証までに行政内部において、既存のすべての補助金について、終期設定の有無を確認するとともに、新規補助金の創設の際は、補助目的を明確にし、終期設定と併せて終期到来までの目的達成に向けた取組を具体的に示すべきです。

② 市関与の妥当性の厳格な検証

補助金を支出するに当たっては、相当な必要性、公益性が認められるべきですが、本来交付を受ける受益者が自らの責任において実施すべき事業等に対して補助金を支出することは、市が関与する妥当性を欠くものであると言わざるを得ません。

市が関与する妥当性と補助金以外のより効果的な代替策の検討を継続的に実施していく必要があるとともに、当該経費については、補助金交付ではなく、市が経費を直接負担すべきものではないかといった経費負担のあり方を再度精査すべきです。

(3) 補助の効果

① 有効性、効果の検証に向けた仕組みの構築

前回の見直しにおいても、補助の効果における客観的な成果や有効性を明示的に把握できていないことを指摘しましたが、今回の検証においても、補助の効果を明確に示すことができた補助金はわずかでした。

これまでの取組により、補助金等交付規則の制定や本委員会による補助金の定期評価を実施し、制度面からの仕組みは構築されていることから、実績報告等を単に受領・確認でとどめるのではなく、もう一步踏み込んだ形でのより客観性の高い、事業等の目的達成状況や成果を分析・検証する仕組みを早急に構築することが求められる段階にきていると考えます。

(4) 補助内容の妥当性

① 団体運営補助から事業補助への転換の徹底

前回の提言においても、団体の運営そのものに対しての補助である「団体運営補助」から、特定の事業に対して補助を行う「事業補助」への転換を一層促進する必要性を指摘しましたが、今回の検証においても、団体運営補助が継続されている補助金が存在しました。

指針に定められているように、事業費補助が原則であり、団体運営補助はあくまでも指針の策定から3年を期限とする経過措置として認められていたものであることに鑑みると、指針の策定から既に5年を経過している現状において、補助金の効果測定が困難であり、団体の自立性を阻害するおそれのある団体運営補助がなされている補助金については、早急に事業補助への転換を図るべきです。

それでもなお、特別な理由等から団体運営補助を継続する必要性があるのであれば、市民に団体運営補助を継続する理由や活動内容、これまでの成果等を十分周知し、市民の理解と納得を得た上で慎重に判断する必要があります。

② 積算根拠の明確化と補助対象経費等の継続的な見直し

団体運営補助について、指針や前回の提言を踏まえ、積算根拠の明確化に一定取り組まれてはいますが、今回の検証対象においても、積算根拠が不明確で依然定額補助（要綱上補助金額等が明記されておらず、予算の範囲内とされているもの）である補助金が存在し、また補助対象経費は定められているものの、補助金額を算出する明確な基準等がなく、実質的に定額補助が維持されている例もあります。

定額補助は、補助金の使途が不明確になりやすく、市民に対する説明責任の点においても、理解を得られるものではなく、定額を維持し続け

ることにより、団体の活動そのものの停滞を招くおそれもあります。

したがって、補助金額や補助対象経費等の設定にあたっては、活動内容等の実態を把握した上で補助金額の積算根拠を明確にし、これまでの慣行に縛られることのない、事業内容等にまで踏み込んだ不断の見直しが求められます。

また、現在補助金として支出されているものであっても、交付対象となる事業や活動内容等の性質から、市がそれに係る経費を直接負担すべきものではないかといった精査も改めて必要です。

(5) その他

① 今回の見直しを踏まえた検証対象外補助金の精査

今回の見直しにおいては、139件中27件を対象として検証を行いました。今回の検証対象外となった補助金で、今回対象となった補助金と趣旨や補助内容等が同様のものが存在します。

検証対象外となったことを理由として、全く見直しを行わないのではなく、検証対象として見直し等を指摘された補助金と同様のものと考えられる補助金についても、総合評価やコメントに十分留意して見直す必要があります。

② 交付先団体等の意見把握

補助金の検証に当たっては、補助金を支出する側である市の意見を聴くことはもちろんのこと、補助金を受けて実際に事業や活動を行う団体等の意見を聴くことも非常に重要なことであり、検証の過程においても、当該団体等の意見を踏まえた上で、補助金の必要性や効果等を判断する必要があります。

今回の検証においては、一部交付先団体の意見を聴取する機会を設けましたが、補助金の受領者である個人や団体等から、本提言に対する意見や補助金の必要性や効果等について、統一的な窓口を設けるなど、意見を聴取できる仕組みが必要です。

また、補助金を支出する市だけでなく、補助金を受ける団体等も、活動の必要性や事業の効果等について、市民に対して広く周知すべきです。

③ 生駒市民が選択する市民活動団体支援制度（マイサポいこま）の活用促進

前回の見直しにおいて、既存の団体に特化された補助金の存在や他の市民活動団体との均衡の観点から、公募型補助金の導入を提言しました。

一方、市では、平成23年度から市内で活動している市民活動団体が提案する事業に対し、市民の選択に応じて個人市民税の1%相当額を財

政的に支援する「生駒市民が選択する市民活動団体支援制度（マイサポ
いこま）」を実施しています。

本制度は、公益性や必要性、効果等を市民自らの判断に基づいて団体
等を支援することから、公平性、透明性が高く、市民の自由な発想を活
かし、効果を市民と共有できる補助金制度です。

このようなことから、特定の団体等に対する既存の補助金についても、
本制度への移行を検討するなど、団体等の自主的・積極的な提案に基づ
きより高い効果が期待できる本制度の積極的な活用が求められます。

④ 本提言に対するフォローアップの徹底

前回の提言を受けて、補助金額の縮減や補助対象事業、積算根拠の明
確化等、予算編成等の過程を通じて一定の改善を進められています。

しかし、今回の検証においても、提言で指摘した内容が実現されず、
具体的な検討にも着手していない補助金が見受けられました。

本委員会における検証期間が短期間で、実情を十分に把握できていな
いことなどから、提言を踏まえた市における対応が提言の内容と異なる
結果になることを否定するものではありませんが、異なる結果になった
際には、本委員会に対し理由等を説明する機会を設けるなど、フォロー
アップを逐次実施し、より良い補助金制度の構築に努めるべきです。

おわりに

行政改革は、職員数の削減や補助金、事務事業の見直しなどの効率化に対して、主眼が置かれる傾向にあります。行政改革の最終目的は、あくまでもコストカット等を通じて生じた行政資源を社会経済情勢に合わせて活用し、市民サービスの向上につなげることにあります。

限られた人的・財政的資源をより効率的・効果的に配分していくことは、行政運営において必要不可欠であり、急激に社会経済情勢が変化する昨今においては、その達成に向けた継続的な分析・検証が求められ、補助金も例外ではありません。

補助金等については、3年を周期として、第三者機関である本委員会において検証がなされており、今回が平成18年度、平成22年度に引き続き、3度目の検証となります。検証の継続性が一定確保されてきたことは評価すべきであると考えます。

しかし、今回の提言においても指摘したとおり、全般的には提言において指摘した内容に対して真摯に対応されてはいますが、一部については、提言が十分に活かされていないものが存在します。継続的な分析・検証ももちろん必要なことですが、検証結果を真摯に受け止め、改善を進めていく実効性が担保されなければ、単なる確認作業にとどまってしまいます。

特に補助金等については、財政的支援という性質上、個人や団体等の利益に直結し、既得権化を生みやすいことから、提言内容の実現に市民や団体等からの反発等を招くことが予想されます。公平で透明性の高い補助金制度を運用することが、補助金制度全体、ひいては個別の補助金に対する市民の理解と協力を得ることにつながることから、単なる確認作業にとどまることのないよう、行政改革に対する強い意思を持って、検証結果に対する取組を進めていく必要があります。

また、環境や文化、芸術、産業、安全・安心など補助金を必要とする分野・対象は、市民ニーズや社会情勢など時代によって変化し、継続的な検証作業を通じて時代に合った補助金を支出することは、新たな分野等の創造の契機となり得るとともに、市の発展に大きく寄与するものです。

市におかれては、本提言で示された内容を十分理解し、実行していくとともに、今後とも効率的な行政運営に資する補助金制度の構築、運用に努められることを期待します。

《附属資料》

1 生駒市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢に適応した持続可能で質の高い行財政体制を構築し、及び推進するため、生駒市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 生駒市行政改革推進委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	役職等	氏名	作業 部会	委員会役職
学識経験者	立命館大学 教授 (政策科学部)	モリ ヒロユキ 森 裕之	2	委員長
	公認会計士	マツヤマ ハルユキ 松山 治幸	1	副委員長
団体代表	生駒市自治連合会	トウドウ ヒロコ 藤堂 宏子	1	
	生駒市民生児童委員連合会	コウモト ジュンコ 幸元 淳子	2	
一般公募	市民	オカモト クニヒロ 岡本 邦博	1	
	市民	オクダ 勉ヒロ 奥田 高弘	2	
	市民	クスノキ タダシ 楠 正志	1	
	市民	マツモト シュウジ 松本 周二	2	

3 検討経過

区分	回	開催日	検討内容
全体会	1	H25. 5. 30	(1)見直しに係る検討目的・検討対象の決定 (2)補助金等検証シートの内容決定 (3)作業部会の設置、各委員の所属、作業部会長の決定
第1 作業部会	①	H25. 7. 18	(1)補助金等の個別検証（人事課・市民活動推進課・人権施策課・環境政策課） －担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	②	H25. 8. 1	(1)補助金等の個別検証（消防本部総務課・花のまちづくりセンター・経済振興課） －担当部署ヒアリング・検証結果の検討 (2)前回審査結果の内容確認 －前回会議の審査結果(案)を確認、検討
	③	H25. 8. 22	(1)補助金等の個別検証（経済振興課 [商工・観光]） －担当部署ヒアリング・検証結果の検討 (2)前回審査結果の内容確認 －前回会議の審査結果(案)を確認、検討
	④	H25. 9. 13	(1)補助金等の個別検証結果の確認 －第1回～第3回までの検証結果を再確認 (2)作業部会を通しての見直しにおける課題と今後のあり方の検討
第2 作業部会	①	H25. 7. 22	(1)補助金等の個別検証（高齢福祉課） －担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	②	H25. 8. 2	(1)補助金等の個別検証（こども課・経済振興課 [農林]） －担当部署ヒアリング・検証結果の検討 (2)前回審査結果の内容確認 －前回会議の審査結果(案)を確認、検討
	③	H25. 8. 30	(1)補助金等の個別検証（教育総務課・生涯学習課・スポーツ振興課） －担当部署ヒアリング・検証結果の検討 (2)前回審査結果の内容確認 －前回会議の審査結果(案)を確認、検討
	④	H25. 9. 18	(1)補助金等の個別検証結果の確認 －第1回～第3回までの検証結果を再確認 (2)作業部会を通しての見直しにおける課題と今後のあり方の検討
全体会	2	H25. 10. 17	(1)補助金等の見直しに関する提言書（案）の検討について －各作業部会の審議内容の共有、個別検証結果の総括、全体で共有すべき課題について、その他記載内容の確認

4 平成25年度予算 補助金等一覧

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
1		経常	議会事務局	政務活動費	その他	H13	議会、互助会	市議会の会派(市議会議員)		生駒市議会議員の市政に関する調査研究等に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付し、議員活動を円滑にすることにより市民生活に寄与するため。	・地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき、H13.6.26に議員提出議案で条例制定(旧政務調査費) ・1人月額3万円(H21年度に5万円から削減) ・使途基準:調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費	8,340		8,340
2		経常	人事課	職員健康診断助成金(人間ドック等助成金)	その他	S46	個人等	市職員		職員の健康の保持及び増進を図るため、人間ドック又は脳ドックの受診に対し予算の範囲内において助成金を交付するもの。	・職員の間ドック等の受診に係る費用について助成するもの。 ・助成額:5千円	3,175		3,175
3		経常	人事課	大学院修学奨励金	その他	H19	個人等	市職員		職員の自発的な学習意欲を促すとともに、本市の行政の高度化及び専門化に資するため、大学の大学院で修学する職員に対し、予算の範囲内において当該修学に係る支援を行うもの。	・市行政の高度化及び専門化に資する夜間及び通信制の大学院に修学する職員(補佐級以下・50歳未満)への支援 ・奨励金額:年間授業料の1/2(上限25万円)	250		250
4	○	経常	人事課	自己啓発助成金	その他	H19	個人等	市職員		職員の自己啓発に対して予算の範囲内において一定の助成をすることにより、職員の自己啓発意欲を促すとともにその能力開発を行い、もって複雑多様化する行政需要に的確に対応できる職員の育成を図るもの。	・補助対象:通信教育助成(業務に関連する知識等の習得に関する通信教育講座の受講費)、資格取得助成(職務に関連する資格を取得する際の受験等に要する経費) ・助成額:上限2万円→通信教育(受講料の1/2)、資格取得(取得費の1/2(1万円超の場合:経費-1万円の1/3+5千円))	130		130
5		経常	市民活動推進課	自治振興補助金	自治振興・地域活動	S59	自治会関係	自治会		行政の円滑な推進のため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会及び自治会長に対し、予算の範囲内において補助金及び交付金を交付する。	・地域コミュニティの推進、住みよい地域社会づくりを促進していくとともに、地域住民の福祉の向上のための公共性の高い活動を支援(H23:124自治会) ・均等割(1自治会 年額150,000円) + 世帯割(1,000円×世帯数) ・H23年度から自治振興補助金総額で10%の削減	58,011		58,011
6	○	経常	市民活動推進課	自治会長研修費補助金	自治振興・地域活動	S60	自治会関係	自治会長		住民自治の健全育成や地域振興事業等の自治会活動の推進のため、先進地の取組や活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会活動の参考とするために当該地区の自治会長が行う研修に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。	・補助額:自治会長研修経費のうち、旅費(日当及び宿泊料を除く)、自動車等の借上料及び通行料その他市長が必要と認める経費の合計額・1人上限2万円 ・補助対象から宿泊費を除外、限度額を引き下げ(4万5千円→2万円)	1,991		1,991
7		経常	市民活動推進課	自治会関係保険補助金	自治振興・地域活動	S59	自治会関係	自治連合会		自治会の会長及び会員が行う自治会活動中の事故補償の一助とする。	・自治会長及び自治会員が安心し、また積極的に自治会活動に参加でき、万一の事故に対する負担軽減を図る。 ・補助額:自治会保険契約額の1/2 ・自治会長分の補助額を全額→1/2に見直し	1,623		1,623
8		経常	市民活動推進課	自治会掲示板設置補助金	自治振興・地域活動	S61	自治会関係	自治会		掲示板を設置することにより、自治会内の情報を共有し、地域コミュニティの推進を図るとともに、市からの情報の提供、周知に寄与する。	・自治会内の情報共有による掲示はもとより、市からの情報提供のための掲示が多くを占める実情があることから、その設置について補助 ・補助額:設置経費の1/2(上限3万円)	300		300

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
9		臨時	市民活動推進課	市民活動団体支援補助金	自治振興・地域活動	H23	各種団体、協会関係	市民団体等		市民の市民活動に対する理解及び関心を高めるとともに、市民活動の更なる促進を図り、もって市民相互による協働のまちづくりを推進することを目的として、18歳以上の市民が、一定金額の権利を持って支援したい市民活動団体の事業を選択し、それに基づき支援金(補助金)を交付する。	・市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択し、積極的かつ継続的な市民活動を推進する。 ・市民税の1%相当を18歳以上の市民数で割った金額を市民1人当たりの支援額とする。(H24:814円/人) ・H24:27団体、支援金総額 3,756,084円(うち基金積立額57,794円)、届出率 6.71%	8,000		8,000
10		経常	市民活動推進課	いこまどんどこまつり実行委員会補助金	自治振興・地域活動	H9	各種団体、協会関係	いこまどんどこまつり実行委員会		市民のふるさと意識の高揚を図るため、いこまどんどこまつりを開催する「いこまどんどこまつり実行委員会」に対し、まつりを開催する経費を補助する。	・市民の心と心がふれあい、こがふるさとと言えるような「いこまらしき」を育てるため、市民の手作りのまつりを開催することを目的として設立された実行委員会に対し、まつりの開催に要する経費、実行委員会の運営に要する経費を考慮して市長が必要と認める額を補助 ・補助金剰余分の返還、H23予算において補助金額の削減等の見直しを実施	14,000		14,000
11		経常	市民活動推進課	市民自治協議会補助金	自治振興・地域活動	H25	各種団体、協会関係	市民自治協議会		一定のまとまりのある地域で、地域課題の解決や住みよいまちづくりに向けて、地域のごとは地域で考え市民自らが行動していく組織として市民自治協議会の設立を支援する。	・地域課題を地域で解決していく組織として小学校区程度以下の地域で構成される市民自治協議会に対する財政的支援を行う。 ・補助額:必要経費の1/2(上限50万円)	1,500		1,500
12		臨時	市民活動推進課	集会所整備補助金(新築・改修等)	自治振興・地域活動	S47	自治会関係	自治会		地区コミュニティ活動の拠点となる集会所の新築、増築、改修に要する経費に対して補助金を交付し、自治会活動の活性化及び地域コミュニティ活動の推進を図る。	・地域コミュニティの拠点となる施設の整備にかかる自治会負担の軽減を図る ・新築:次のいずれか低い額×5/10 ①建築単価(20万円×/㎡)×地区集会所の延べ面積(上限231.39㎡(1,000戸以上の自治会又は2自治会以上が使用するものは、264.45㎡))②実際に要した工事総額(設計委託費を含む) ・増築・改修:4/10 改修:4/10 太陽光発電システム設置:3/10(上限100万円) ・主たる地区集会所以外の新築:3/10(上限400万円) ・H24年度をもって備品購入に係る補助金を廃止 ・H25年度予算:新築→本町自治会、増築→東生駒南自治会、改修→19自治会	22,501		22,501
13		臨時	市民活動推進課	集会所建物保険補助金	自治振興・地域活動	S48	自治会関係	自治会		自治会が管理する集会所の健全な維持管理を期するため、建物災害保険に加入させ、掛金の一定額を補助し、不慮の災害から生ずる出費を最小限にすることにより、自治会の財政の安定を図り、早急な拠点整備を実施可能とする。	・補助額の上限:一般木造・延面積×100,000円(鉄筋コンクリート130,000円)×12/10000(木造モルタル11/10000、鉄筋・ブロック造5/10000、鉄筋3/10000)	525		525
14	○	経常	市民活動推進課	友好都市宿泊補助金	自治振興・地域活動	H11	個人等	市民		市民の友好都市交流が年々減少する傾向にあり、友好都市交流の推進及び余暇の有効利用、家族や友人とのふれあい、観光や休養などを目的とし導入した。また、当時市民の保養所として利用されていた「たけのいこま荘」の閉館に対する代替措置としての意味合いも含まれている。	・上北山村の宿泊施設に宿泊した市民に対し補助 ・1人1泊 2,500円(1年で3泊上限)	100		100
15		経常	市民活動推進課	生駒市民憲章実践推進協議会補助金	自治振興・地域活動	S53	各種団体、協会関係	生駒市民憲章実践推進協議会		市民憲章実践推進のため、生駒市民憲章実践推進協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	・S53の市民憲章制定に伴い、市議会、自治会、各種団体等により発足し、普及・啓発を進めてきた協議会への補助 ・補助額:補助対象経費(市民憲章実践推進に要する経費で適当と認めるもの)を考慮して、市長が必要と認める額 ・H23決算における議会評価報告書に基づき、啓発方法等を見直し	600		600

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
16		経常	危機管理課	自主防災会活動補助金	防災・安全・人権	H11	各種団体、協会関係	自主防災会		地震等の災害時、自主防災組織(自主防災会)の活動は被害の軽減に大きな役割を果たすことから、自主防災会の資機材等の新規整備、更新及び活動に要する経費に対して補助金を交付する。	・自治会又は複数の自治会を単位として、結成された自主防災会が、災害被害の防止・軽減を目的として実施する、資機材等の新規整備・更新追加・活動推進(訓練・研修・講座等)に対する補助 ・資機材等新規整備:24万円(300戸以下)、800円×戸数(301戸以上)、資機材等追加更新:3万円+9千円×以前に同補助金を交付してから経過した年数、活動推進:補助対象経費の1/2(上限1万円)	4,000		4,000
17		経常	環境事業課	家庭生ごみ自家処理容器設置補助金	環境・緑化推進	S61	個人等	市民		補助制度の創設による生ごみ処理機の購入を促進することにより、生ごみの減量化を促進し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため。	・補助対象:市内の取扱指定店で購入する機械式(電動式)処理機(ディスプレイを除く)及び地中埋め込み式(コンポスト容器)及び密閉式(ボカシ容器)処理容器(地中埋込式についてはS61年度から、機械式及び密閉式についてはH12年度から導入) ・補助額:機械式(購入金額の半額で限度額50,000円。1世帯1台)地中埋込式及び密閉式(購入金額の半額で、限度額は3,000円。1世帯2個まで)	2,524		2,524
18		経常	環境事業課	資源回収補助金	環境・緑化推進	H5	各種団体、協会関係	登録団体		ごみの減量及び資源の再資源化を促進するため、地域の集団回収を行う団体に補助金を交付するもの。	・補助対象の資源:古新聞、雑誌、段ボール、ウエス、牛乳パック、かばん、くつ、ミックスペーパー ・対象者:資源の集団回収を原則として月1回以上自主的に行う生駒市内の自治会、老人会、婦人会、生活学校、子ども会、育友会、PTA等のおおむね20人以上の団体 ・補助額:集団回収した資源の重量1kgにつき4円	15,200		15,200
19		経常	環境事業課	ごみ集積場設置整備事業補助金	環境・緑化推進	H8	自治会関係	自治会		補助金制度による自治会等が管理するごみの集積所の整備を促進することにより、ごみの散乱を防止し、地域の環境美化の推進を図るとともに、分別排出の徹底及び排出モラルの向上を図るため。	・対象経費:新設(10世帯以上)・既設のごみ置場でのごみ集積施設の設置、既設のごみ集積施設の改修経費 ・補助額:対象経費の1/2(上限30万円)	3,600		3,600
20		経常	環境政策課	地域環境整備事業補助金	環境・緑化推進	H21	個人等	要件を満たす地域		地域の環境問題対策事業とし、飼い主不明の猫に対し、不妊手術費の補助を行い、地域に住む飼い主不明猫の減少、ゴミ荒らし等猫問題の解決を図る。	・飼い主が不明な猫の避妊・去勢手術への補助 ・飼い主が不明な猫により生活環境が著しく損なわれている地域が実施する当該猫の避妊・去勢手術に要する費用の補助 ・補助額:避妊手術1匹5千円、去勢手術1匹4千円	330		330
21	○	臨時	環境政策課	環境基本計画推進会議補助金	環境・緑化推進	H22	各種団体、協会関係	環境基本計画推進会議		環境基本計画は、生駒市にとって望ましい将来ビジョン達成に向けて、市民・事業者と行政がパートナーシップにより三者協働で推進していくための具体的な行動を規定している。計画の推進にあたっては、主体として自主的かつ積極的な活動ができるよう、環境基本計画推進会議に対して、活動に要する経費等を補助する。	・市民(団体)、事業者、行政が協働して環境基本計画を推進する環境基本計画推進会議(ECO-net生駒)への補助 ・自然環境部会、せいかつ環境部会、まち・みち環境部会、エネルギー環境部会、共通部会の各分野で推進する事業等へ補助 ・補助金額:補助対象経費を考慮して必要と認める額	3,400		3,400
22		臨時	環境政策課	自然エネルギー活用補助金	環境・緑化推進	H14	個人等	市民、事業者等		地球温暖化防止施策の一環として太陽光発電システムの設置に要する経費へ補助(事業所は10kw未満)、1件当たり100,000円 ・雨水タンク:雨水タンクの設置について、購入及び工事に要する費用の1/2を補助(上限20,000円) ・家庭用燃料電池:家庭用燃料電池の設置に要する経費へ補助、1件当たり10万円	37,000		37,000	

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
23		臨時	環境政策課	省エネ家電購入補助金	環境・緑化推進	H24	個人等	市民		電力需給状況を踏まえ、家庭における節電を促進するため、消費電力の節減効果が高いと見込まれる冷蔵庫、エアコン、LED照明器具の買換えに対して、補助を行うもの。	・省エネ家電製品(エアコン、冷蔵庫、LED照明器具)の市内の協力店舗での買い換えに対して補助 ・エアコン:1件当たり10,000円、冷蔵庫:1件当たり10,000円、LED照明器具:1件当たり5,000円	6,000		6,000
24		経常	経済振興課	農業祭実行委員会補助金	農業振興	S57	各種団体、協会関係	農業祭実行委員会		生駒市農業の発展・向上を図ることを目的に生駒市農業祭を企画、準備、開催する生駒市農業祭実行委員会に対してその費用を補助する。	・農業の発展・向上を目指し、広く市民にその重要性を訴える場として農業祭の開催経費を補助 ・農産物の品評会実施に伴う売上金を除く報償費、事務的経費等の運営経費を補助	1,500		1,500
25	○	経常	経済振興課	農家区長会補助金	農業振興	S55	各種団体、協会関係	農家区長会		本市の農業行政の円滑な推進に資するため、本市の各種農政事務事業を通して、農業振興に寄与している農家区長会に対し、事務費及び研修費を補助し、円滑な事業の推進と農業振興を図ることを目的とする。	・次の補助金で構成 ①農家区長会補助金:農家区長相互の連絡を密にして、組織の組織の向上、発展に努め、関係行政機関との連絡を図り、また、農業振興事業等の活動のための経費への補助(農家区長会の事務的経費で予算の範囲内) ②農家区長研修補助金:農家区長会が農業振興事業等の活動の推進のために農家区長に対して行う研修に要する経費への補助(旅費(日当及び宿泊料を除く。)、自動車等の借上料及び通送料その他必要と認める経費・1人上限2万円) ・H22見直しにおいて、研修内容の還元のため、「農業通信」を作成し、配布を実施	750		750
26	○	経常	経済振興課	農家区長活動交付金	農業振興	H15	個人等	農家区長		生産調整・出荷調整、農業日誌・苗木・レンゲ・コスモス種、有害鳥獣防除資材等々に係る各種農家区内の取りまとめ、農業祭への参画、土地改良事業の立会業務等各種農政業務の協力、その他あらゆる場面での連絡調整等、行政との関わりが非常に強く、大変重要な役割を担っていただいている。	・各種農政事務事業に係る連絡調整、協力活動等に対して農家区長に交付 ・農業施策を遂行していく上で、農家区長の協力は不可欠であり、農業委員のように報酬も無いことから、各農家区内の多くの農家との連絡調整等の業務に対する実費弁償と謝礼の意味を含めて導入 ・補助額:均等割(農家区長1人につき年額45,000円)+戸数割(当該農家区の農家戸数×100円)	1,408		1,408
27		臨時	経済振興課	青年就農給付金	農業振興	H24	個人等	青年就農者	有国補10/10	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者(原則45歳未満)に対して、経営開始型の青年就農給付金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。	・給付金額:1人当たり年間150万円、給付期間は最長5年間 ・前年の総所得が250万円(農業経営開始後の所得に限る。)以上であった場合は給付を停止する。	4,500	4,500	0
28		臨時	経済振興課	青年新規就農者補助金	農業振興	H25	個人等	青年新規就農者		青年層の新規農業就農者に対し、農業用機械・施設等の導入初期投資の軽減を支援するために設備投資額の1/2(50万円上限)を上限として補助するもの。	・補助対象:青年層の新規農業就業者の農業用機械・施設等の導入初期投資に要した経費へ補助 ・補助額:設備投資額の1/2以内(上限50万円) ・1人生涯1回のみ適用	1,500		1,500
29		経常	経済振興課	地産地消推進事業補助金	農業振興	H22	個人等	個人		黒大豆、学校給食用食材に対して補助金を交付し、農業振興の促進を図る。	・対象作物:学校給食用食材、黒大豆 ・補助額 面積助成:20,000円/10a 価格補償:黒大豆(JAの買取価格が800円/kgを下回った場合に補償)・学校給食用食材(給食センター買取価格が150円/kgを下回った場合に補償)	1,000		1,000
30		臨時	経済振興課	耕作導入支援補助金	農業振興	H25	個人等	遊休農地新規利用者		遊休農地活用事業の新規利用者が借用農地の耕起・草刈り業務を農業者に有償依頼した場合、その一部を市が補助する。	・対象:新規利用者の草刈及び耕起支援、利用者の駐車場確保対策のための農地客土 ・補助額:草刈及び耕起支援(40,000円×1/2(補助率))、農地客土(6,000円×1/2(補助率))	390		390

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
31		経常	経済振興課	有害鳥獣捕獲事業奨励金	農業振興	H8	各種団体、協会関係	奈良県猟友会生駒支部	有県補1/3	有害鳥獣による市内農林産物の被害を防止するため、市の要綱に基づき市内で有害鳥獣捕獲事業を実施した奈良県猟友会生駒支部に対し、その出勤日数に応じて奨励金を交付する。	・イノシシによる農作物被害の増加、耕作放棄地が増えてきたため、防除用フェンス等の支援とともに、防除の必要性が生じた ・補助額:2,200円(県の補助単価)×年間出勤延べ人数	1,030	220	810
32		経常	経済振興課	有害鳥獣防除事業補助金	農業振興	H21	個人等			有害鳥獣駆除事業に必要な物品等に対する補助金を交付するもの。	・イノシシ被害対策への補助(防除用のトタン板等の現物支給から補助金に転換) ・補助額等:防除柵等の資材購入費の1/2(電気柵3万円上限・防除柵2万円上限)	1,350		1,350
33	○	臨時	経済振興課	土地改良事業補助金	農業振興	S36	各種団体、協会関係	土地改良区		農業経営を合理化し、農村振興を促進するため。	・本市では農業振興地域の指定が無いために、国及び県の補助対象となる事業が防災事業しかなく、農地の保全及び農業用施設の維持管理に必要な経費が農業者にとってかなりの負担となることから導入 ・補助対象:土地改良区等が実施する農業用道路、ため池等の農業用施設に係る事業 ・補助率:国、県の補助がないもの→対象額(500万円未満)の5/10以内(農業用道路は6/10以内) ・補助対象額は、設計金額の8/10と工事を施行した業者が各種団体に請求する金額のいずれか低い方の金額	6,700		6,700
34	○	経常	経済振興課	商工会議所補助金	経済振興	H9	各種団体、協会関係	生駒商工会議所		国内企業数の約9割を占める小規模事業者の経営基盤の充実等を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする生駒商工会議所に対して、奈良県が補助する小規模事業指導費補助金に準じて、生駒市においても一定額の負担をすることで多様化する事業者ニーズに対応すべく、商工会議所の小規模事業対策の支援体制強化の援助に努めるもの。	・小規模事業者の支援に関する事業を行う商工会議所に対し、前年度に県から商工会議所に交付された小規模事業指導費補助金の1/3以内の額を交付	9,616		9,616
35	○	経常	経済振興課	特産品振興補助金(茶釜生産協同組合補助金)	経済振興	S42	各種団体、協会関係	奈良県高山茶釜生産協同組合		生駒市において伝統的工芸品に指定されており、また特産品でもある高山茶釜の保護・育成を図るとともに、奈良県高山茶釜生産協同組合の発展に資するため。		200		200
36	○	経常	経済振興課	特産品振興補助金(編針工業協同組合補助金)	経済振興	S42	各種団体、協会関係	奈良県編針興業協働組合		生駒市において特産品である編針等竹製品の保護・育成を図るとともに、奈良県編針工業協同組合の発展に資するため。	・伝統工芸品・特産品でもある高山茶釜などの生産事業者で構成する組合に対し、団体の運営に要する経費について、補助要綱において認定された一定額(各団体ごとに20万円)を補助	200		200
37	○	経常	経済振興課	特産品振興補助金(茶道具同業組合補助金)	経済振興	S42	各種団体、協会関係	奈良県茶道具同業組合		生駒市において特産品である茶道具等竹製品の保護・育成を図るとともに、奈良県茶道具同業組合の発展に資するため。		200		200
38	○	経常	経済振興課	伝統的工芸品育成補助金	経済振興	S42	各種団体、協会関係	奈良県高山茶釜生産協同組合		生駒市において伝統的工芸品に指定されている高山茶釜の保護・育成を図るとともに、奈良県高山茶釜生産協同組合の発展に資するため。	・上記の特産品進行補助金に加え、伝統的工芸品の育成に関する事業を行う高山茶釜組合に対し、補助要綱において認定された額(30万円)を補助	300		300
39	○	経常	経済振興課	中小企業債務保証料補給金	経済振興	S50	個人等	中小企業者		市内中小企業者の金融の円滑化とその育成を図ることにより、地域経済の発展及び振興に寄与するものである。	・中小企業に対する小口融資(限度額1,000万円・企業立地推進事業の場合は3,000万円・太陽光発電システム設置の場合は1億円)を受けた者に対し信用保証協会が徴収する債務保証料について、本市がその1/2に相当する額を補給するもの	10,000		10,000

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
40	○	経常	経済振興課	中小企業融資制度利子補給金	経済振興	H10	個人等	中小企業者		市内中小企業者の金融上の負担を軽減し、経営の合理化、設備の近代化等その経営基盤の強化を図る。	・中小企業者の金融上の負担を軽減することにより、経営の合理化、設備の近代化等その経営基盤の強化を図るため、金融機関に借入金の利子を払った中小企業者に対して利子補給金を交付 ・交付額:利子(延滞利子を除く。)のうち年利1%に相当する額(年利が2%未満である場合は年利の1/2)	19,500		19,500
41		経常	経済振興課	商工活性化提案事業補助金	経済振興	H22	各種団体、協会関係	自治会等広域団体及び事業者等		市内の商工業の発展のため、商工団体等から提案のあった事業に対して補助を行うもの。	・H25年度予算時点では、市内商店街等が行う活性化事に対し、20万円×3口の補助を想定	600		600
42		臨時	経済振興課	商工業振興事業補助金	経済振興	S42	各種団体、協会関係	生駒商工会議所等		商工会議所等が行う商工業の振興に資する事業に対して補助する。	・H25年度は商工会議所が実施する日本商工会議所青年部近畿ブロック大会の開催に対し補助を予定	1,500		1,500
43		臨時	経済振興課	企業立地促進補助金	経済振興	H23	各種団体、協会関係	企業		事業所設置補助金として、固定資産投資額に100分の10を乗じた額と附帯費用の額に100分の5を乗じて得た額の合計額を、雇用促進補助金として、新規常用雇用者1人につき40万円を補助する。また、操業支援補助金として、固定資産税の一部を補助する。	・補助要件(県の補助を受けた企業は対象外) 新築:固定資産投資額2億円又は1,500㎡以上 増築:固定資産投資額1億円又は1,500㎡以上(土地の取得に要する固定資産投資額を除く) ・補助額 事業所設置及び雇用促進補助金(上限5,000万円) 固定資産投資額の10%、附帯経費の5% 市内新規常用雇用者40万円/人 操業支援補助金(3年間の合計限度額3,000万円) 1年目 固定資産税×9/10 2年目 固定資産税×2/3 3年目 固定資産税×1/3 ※土地に係る固定資産税を除く	98,790		98,790
44		臨時	経済振興課	企業活動促進事業補助金	経済振興	H25	各種団体、協会関係	生駒商工会議所		国内の様々な製造業が集まるイベントにおいて、本市北田原工業団地内企業のPRと併せて、本市が持つ優れた立地環境、緑豊かな自然環境といった恵まれたポテンシャルを最大限に活かした企業立地に係る紹介を行うため、出展に向けた取組に補助するもの。	・製造業等の展示会の出展に向けた講習会等に要する経費への補助 ・補助額:60万円×1/2(補助率)	300		300
45		経常	経済振興課	観光協会補助金	経済振興	S42	各種団体、協会関係	生駒市観光協会		生駒市観光協会は本市の観光事業の健全な発展と振興を図り、文化の向上及び経済の発展に寄与することを目的に組織されたものであるが、市の花「菊」の啓発・普及、観光の紹介・宣伝イベントの開催など、本来市が果たすべき観光事業の振興において大きな役割を担い、そのための協会の円滑な運営を行うための補助である。	・観光協会が行う観光ポスターの作製等の啓発、観光フォトコンテストの開催、会議運営等の事務経費について、補助要綱において設定された一定額(140万円)を補助	1,400		1,400
46		経常	生活安全課	交通対策協議会補助金	防災・安全・人権	H12	各種団体、協会関係	生駒市交通対策協議会		市内において交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業を行う団体に対して当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	・補助団体:生駒警察署、奈良県交通安全協会生駒支部協会など関係行政機関、団体で構成 ・補助額等:交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業(交通安全の啓発等)について、予算で定める額 ・H23予算において、30万円減額	1,700		1,700
47		臨時	生活安全課	鉄道施設耐震補強事業費補助金	防災・安全・人権	H21	各種団体、協会関係	近畿日本鉄道(株)		市内にある高架等の鉄道施設の耐震補強工事を行う事業者に対して補助する。	・補助対象:南海トラフ地震で震度6強以上の地域における片道断面輸送量1日1万人以上の鉄道施設の耐震補強工事に要する経費の一部を補助 ・負担区分等:事業総額1億円(鉄道事業者1/3・国1/3・県1/6・市1/6)	16,667		16,667

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
48		経常	生活安全課	暴力排除推進協議会補助金	防災・安全・人権	H4	各種団体、協会関係	生駒市暴力排除推進協議会		市民を対象に暴力団排除の啓蒙及び犯罪防止に努める団体に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	・補助団体:H4当時、暴力団抗争が激化する中、市民が総力を結集して暴力団、暴力行為を追放し、住みよいまちづくりに寄与するための組織 ・補助額等:暴力団排除の啓蒙及び犯罪防止に要する経費で予算に定める額(地域安全・暴力追放生駒市民大会の開催などの啓発事業等) ・H24の見直しで25万円減	1,250		1,250
49		経常	生活安全課	防犯協議会補助金	防災・安全・人権	S59	各種団体、協会関係	生駒市防犯協議会		市民を対象に防犯意識の普及及び犯罪防止に努めている団体に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	・民間防犯活動の中心的な推進母体として、奈良県防犯協会の下部組織として設置 ・補助額等:犯罪防止と防犯意識の普及に要する経費で予算に定める額(地域安全・暴力追放生駒市民大会の開催などの啓発事業等) ・H24の見直しで50万円減	2,500		2,500
50		経常	人権施策課	人権教育推進協議会補助金	防災・安全・人権	S47	各種団体、協会関係	生駒市人権教育推進協議会		憲法に定められた基本的人権を確立し、民主主義を徹底させ、部落差別をはじめ一切の差別をなくす人権教育の推進に寄与するため、生駒市人権教育推進協議会に対し補助金を交付することにより、本市人権教育の推進に向けた条件整備を図るもの。	・自治会など市内の団体等で構成する組織に対し人権教育の研究推進について補助 ・補助対象事業:(1)人権教育に関する各種資料の収集、調査、研究及び出版、(2)人権教育の内容及び方法の研究並びに実践とその成果の交流、(3)人権教育に関する研究会又は講習会の開催、(4)人権教育に関する自主活動への支援、(5)関係諸団体との連携又は提携等 ・補助額:予算の範囲内において市長が決定した額(団体からの会費を除き、研修会等の参加・実施の経費、啓発費、事務費等の運営経費全額を補助) ・H24の見直しで289千円減	1,198		1,198
51	○	経常	人権施策課	人権教育研究会補助金	防災・安全・人権	S47	各種団体、協会関係	生駒市人権教育研究会		人権尊重の精神を涵養する教育の研究・推進を図るため、生駒市人権教育研究会に対して予算の範囲内において補助金を交付するもの。	・市内の保育園・幼稚園・小中高校の教員全員で構成する組織への補助 ・同和施策の見直しの中で、人権教育推進協議会からの間接補助から、金額を縮減の上、市の直接補助に転換 ・補助対象事業:(1)人権教育に関する各種資料の収集・調査研究・出版、(2)人権教育の内容及び方法の研究並びに実践とその成果の交流、(3)人権教育に関する研究会又は講習会の開催、(4)関係諸団体との連携又は提携等 ・補助額:事業に要する経費で市長が適当と認めるもの(研究大会等の参加・実施の経費、事務費等の運営経費全額を補助) ・H24の見直しで766千円減	1,250		1,250
52		経常	人権施策課	外国人等多文化共生活動団体補助金	防災・安全・人権	H21	各種団体、協会関係	多文化共生を推進する団体(H24:応募なし)		外国人住民が自らの言語、文化及び歴史を学び、日本の社会で、共に生きる力を育む為の事業を行う団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付するもの。	・特定団体への補助から、外国人住民が自らの文化及び歴史を学ぶとともに、人権尊重と多文化共生の社会に寄与する事業を行う団体を対象とした補助へ転換 ・補助額:事業に要する経費で市長が適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付	150		150
53	○	経常	高齢福祉課	社会福祉協議会補助金	高齢者福祉	S47	外郭団体等	(社福)生駒市社会福祉協議会		生駒市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人生駒市社会福祉協議会に対し、在宅福祉活動、ボランティア活動等地域福祉の増進並びに社会福祉協議会の組織体制及び運営基盤の強化を図るため。	・対象経費:次に掲げる事業に要する経費(収益事業に要する経費は対象外) ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等	30,000		30,000

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
54	○	経常	高齢福祉課	地域交流施設運営補助金	社会福祉	H18	各種団体、協会関係	(社福)長命荘		地域内の高齢者及び母子等の交流活動の推進に資するため、フォレストデイサービス鹿ノ台交流スペースを管理する社会福祉法人長命荘に交流スペース運営補助金を交付する。	・社会福祉法人長命荘の施設(デイサービスセンターを併設・建設時に市の助成あり)を交流センターとして利用しており、その運営を地元自治会が行い、施設の管理は所有者である社会福祉法人長命荘が行うため、市は管理運営に係る経費を補助するもの ・補助対象:人件費、光熱水費、消耗品費、委託料、保険料、通信運搬費等の運営経費 ・H22の見直しにおいて、廃止としたものの、管理主体との調整が難航し、減額した上で継続となった。	1,000		1,000
55		経常	高齢福祉課	民生児童委員活動費交付金	社会福祉	S51	個人等	民生委員 児童委員	有 県補	民生委員法第14条及び児童福祉法第12条の2で定められた業務を行う民生委員、児童委員及び主任児童委員に旅費、研修費等の諸活動に対して交付金を交付する。(補助単価のうち7万円分は市単)	・民生委員法の規定どおり無報酬で活動を行う民生委員等に対し、活動に要する経費を補助するもの ・交付額:年間1人当たり前年度の県の民生児童委員活動費負担金の額に7万円を加えた額	21,025	10	21,015
56		経常	高齢福祉課	地区民生児童委員協議会活動費補助金	社会福祉	S51	各種団体、協会関係	生駒北第1地区 民生委員協議会 外5協議会	有 県補 10/10	民生委員法第20条に規定する民生委員協議会の積極的な活動に対して補助付し、社会福祉の推進に資することを目的とする。	・対象事業:①民生委員法第24条第1項に規定する任務のうち、民生・児童委員の資質の向上及び地域福祉の増進を図るために行う事業、②福祉サービスに関する適切な情報入手のために開催する関係行政機関連絡会議、困難なケースについての専門家を交えた検討会及び地域の民生・児童委員活動を地域住民に周知するための広報活動を行う事業 ・補助額:県支出の民生児童委員協議会活動推進費負担金相当額	1,228	1,228	0
57		経常	高齢福祉課	老人クラブ補助金	高齢者福祉	S38	各種団体、協会関係	生駒市老人クラブ 連合会 小学校区老人クラブ 単位老人クラブ	有 県補 2/3	生駒市老人クラブ連合会、小学校区老人クラブ連合会及び単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等をより推進するため。(市単で県補助単価からの上乗せあり)	・補助額:①単位クラブ活動助成費:7,000円(適正老人クラブ)×活動クラブ延月数(小規模老人クラブは4,500円)、②校区老人クラブ連合会活動助成費:50,000円×連合会数、③連合会活動助成費:240,000円×1団体+90円×会員数(特別事業については、実際に要した額)→市単で県補助単価からの上乗せあり、④施設使用補助金 ・H23からH28までで段階的に単位クラブ活動助成費の単価を見直し	6,990	1,843	5,146
58		経常	高齢福祉課	世代間交流事業補助金	高齢者福祉	H25	各種団体、協会関係	小学校区老人クラブ		少子高齢化社会の進行により減少した高齢者と子どもの交流機会を確保するため、小学校区ごとに交流事業を実施し、高齢者の生きがいの増進を図ることを目的とする。	・H24までは、老人クラブ連合会への委託事業としていたが、H24の見直しにより補助事業として実施 ・H23実績:732千円	480		480
59	○	経常	高齢福祉課	シルバー人材センター運営補助金	高齢者福祉	H5	外郭団体等	(公社)生駒市 シルバー人材センター		臨時的、短期的な就業を通して自らの労働能力を生かし、生きがいの充実や積極的な社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大を図るとともに、あわせて活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	・シルバー人材センターが行う高齢者の就業の機会の増大と福祉の発展を図るための事業に要する経費について補助 ・H21年度からセンターが収入している国からの補助と同額に縮減	7,100		7,100
60	○	経常	高齢福祉課	高齢者交通費助成金	高齢者福祉	H8	個人等	本市居住する70歳以上の高齢者		永年にわたり社会に貢献した高齢者の生きがい支援及び社会参加の促進を図る。	・対象者:本市に居住する70歳以上の者 ・助成額:1会計年度当たり10,000円相当額のバス乗車券、電車乗車券、タクシー乗車券、生駒ケーブル乗車券	200,950		200,950
61		臨時	高齢福祉課	老人福祉施設整備費補助金	高齢者福祉	H10	各種団体、協会関係	社会福祉法人		社会福祉法人等が行う特別養護老人ホームの建設に要する経費へ補助し、本市における特別養護老人ホーム入所希望待機者の解消を図る。	・社会福祉法人等が行う老人福祉施設(老人短期入所施設、特別養護老人ホームで県が補助採択したものを整備拡充するために要する経費への補助) ・補助額:県の補助額の1/4(上限5千万円)	0		

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
62		経常	障がい福祉課	地域活動支援センター運営等補助金	障がい福祉	H18	各種団体、協会関係	地域活動支援センター運営団体(NPO法人地域活動支援センターぶるぼの)	有国補1/2 県補1/4	地域活動支援センターに要する経費等に対して補助するもの。	・障害者自立支援法によって法定化された地域活動支援センター(障がい者に創作活動や生産活動、社会との交流の場を提供する)の運営について補助するもの ・対象経費:事業に必要な指導員等の人件費及び需用費、役員費、使用料及び賃借料(家賃を除く。)報償費、旅費	8,077	5,625	2,452
63		経常	介護保険課	社会福祉法人利用負担助成金	高齢者福祉	H12	各種団体、協会関係	社会福祉法人等	有県補3/4	市民が社会福祉法人が提供するサービスを利用した際に社会福祉法人が負担する費用の一部について補助を行うもの。	・介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策 ・社会福祉法人等が低所得者に対して居宅サービス・施設サービスに係る10%相当の利用者負担額の軽減を行った場合、当該軽減総額から法人等が本来受領すべき利用者負担収入の1%を超える部分の1/2を助成など	20	15,000	5
64		経常	介護保険課	機能訓練教室運営補助金	高齢者福祉	H18	個人等	市民グループ等	有	介護保険法に基づき地域支援事業として「介護予防-特定高齢者-通所型」事業として「機能訓練事業」を実施するにあたり、当該訓練事業の目的である「地域住民の方々が集まって、閉じこもりがちの高齢者を対象に地域ネットワーク形成を推進する」ことを積極的に推進する観点から、訓練事業を主体的に実施する市民グループをサポートすることを目的とする。	・補助対象:市民グループ等が行う機能訓練教室等の実施経費のうち、消耗品費、印刷製本費、賃借料等 ・補助額:1団体年間6万円上限 ・費用負担区分:国25%、県12.5%、市12.5%、保険料21%、支払基金交付金29%	540	67	473
65		臨時	介護保険課	介護基盤緊急整備等特例補助金	高齢者福祉	H21	各種団体、協会関係	小規模多機能型居宅介護事業者	有県補10/10	特別対策事業による基盤整備を行うための実施について、予算の範囲内において事業者に対して生駒市介護基盤緊急整備等臨時特例補助金を交付し、生駒市介護保険事業計画に基づいた計画的整備を促進し、もって高齢者の在宅での生活継続を支援するもの。	・小規模多機能型居宅介護事業所(通所を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や泊まりのサービスを組み合わせた介護サービスを提供)の公算に伴う施設整備費の補助	0		0
66		臨時	介護保険課	地域密着型サービス事業整備補助金	高齢者福祉	H21	各種団体、協会関係	小規模多機能型居宅介護事業者	有県補10/10	特別対策事業により、介護施設が開設時から安定して質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、予算の範囲内において事業者に対して生駒市施設開設準備経費補助金を交付するもの。	・小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費(介護職員等の雇い上げ、普及啓発経費等)の補助	0		0
67		経常	こども課	認可外保育施設従事者健康診断補助金	子ども福祉	H15	保育園、幼稚園	認可外保育施設等	有国補2/3	児童の心身の健全な発達を図るため、生駒市内の認可外保育施設等が当該施設内において実施した事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。(単価:市単部分あり)	・認可外保育施設等の保育従事者、調理員等の健康診断に係る経費への補助 ・年額5,000円/人(県の補助単価は3,900円/人)	235	122	113

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)																																	
68		経常	子ども課	私立保育所運営費補助金	子ども福祉	S59	保育園、幼稚園	私立保育所 13園		児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定による民間保育所等の健全な運営に資するため。	<p>・民間保育所の運営を支援するとともに、安定した保育事業の確保を図るための補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>要件</th> <th>交付基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所関係全費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>成業費補助</td> <td>通園バスを運営</td> <td>29,000円/園×通園バス運行月数</td> </tr> <tr> <td>行事費補助</td> <td>園外保育及び特別行事</td> <td>1,300円/年×児童数(10/1現在)</td> </tr> <tr> <td>給与改善費補助</td> <td>労働の職員給与の改善に努力</td> <td>10,400円×職員数(毎月1日現在)×12ヶ月</td> </tr> <tr> <td>嘱託医報酬補助</td> <td>園医を委託し、健康管理の実施に努力</td> <td>175,000円/園</td> </tr> <tr> <td>施設運営費補助</td> <td>施設の運営・保育の向上に係る委託</td> <td>500円/月×児童数(毎月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>保育会保育士部会費負担金補助</td> <td>保育士が保育会保育費負担金補助</td> <td>1,500円/年×職員数(4/1現在)</td> </tr> <tr> <td>備品充実費補助</td> <td>園児用備品の購入を促進</td> <td>2,500円×児童数(10/1現在)</td> </tr> <tr> <td>修理費補助</td> <td>設備を突換又は突換途切</td> <td>1,000円×施設面積(m²)</td> </tr> <tr> <td>きょう虫・検尿・検便補助</td> <td>きょう虫・検尿・検便を実施</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・H23に保育会保育士部会費負担金の補助単価見直し(2,600円/年→1,500円/年) ・H24に施設運営費補助を事業費補助に変更、備品充実費及び修理費補助は新築を除外 ・H25に冬季採暖費補助を廃止、備品充実費補助を園児用備品に限定し均等割(250,000円)を廃止</p>	補助金名	要件	交付基準	民間保育所関係全費			成業費補助	通園バスを運営	29,000円/園×通園バス運行月数	行事費補助	園外保育及び特別行事	1,300円/年×児童数(10/1現在)	給与改善費補助	労働の職員給与の改善に努力	10,400円×職員数(毎月1日現在)×12ヶ月	嘱託医報酬補助	園医を委託し、健康管理の実施に努力	175,000円/園	施設運営費補助	施設の運営・保育の向上に係る委託	500円/月×児童数(毎月1日現在)	保育会保育士部会費負担金補助	保育士が保育会保育費負担金補助	1,500円/年×職員数(4/1現在)	備品充実費補助	園児用備品の購入を促進	2,500円×児童数(10/1現在)	修理費補助	設備を突換又は突換途切	1,000円×施設面積(m ²)	きょう虫・検尿・検便補助	きょう虫・検尿・検便を実施	300円	59,000		59,000
補助金名	要件	交付基準																																													
民間保育所関係全費																																															
成業費補助	通園バスを運営	29,000円/園×通園バス運行月数																																													
行事費補助	園外保育及び特別行事	1,300円/年×児童数(10/1現在)																																													
給与改善費補助	労働の職員給与の改善に努力	10,400円×職員数(毎月1日現在)×12ヶ月																																													
嘱託医報酬補助	園医を委託し、健康管理の実施に努力	175,000円/園																																													
施設運営費補助	施設の運営・保育の向上に係る委託	500円/月×児童数(毎月1日現在)																																													
保育会保育士部会費負担金補助	保育士が保育会保育費負担金補助	1,500円/年×職員数(4/1現在)																																													
備品充実費補助	園児用備品の購入を促進	2,500円×児童数(10/1現在)																																													
修理費補助	設備を突換又は突換途切	1,000円×施設面積(m ²)																																													
きょう虫・検尿・検便補助	きょう虫・検尿・検便を実施	300円																																													
69		経常	子ども課	長時間保育事業費補助金	子ども福祉	S59	保育園、幼稚園	私立保育所 13園	有 県補 2/3	就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う保育時間の延長に対する需用に対応するため。	・補助額:延長保育に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助	75,212	50,141	25,071																																	
70		経常	子ども課	障がい児保育事業費補助金	子ども福祉	S59	保育園、幼稚園	私立保育所 7園		保育所における障がい児の処遇の向上を図り障がい児保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うため。	・補助額等:心身障がい児の保育事業を実施(障がい児4人に1人以上の保育士増)する保育所への補助(120,000円/月×増員職員数) ・実施園:いこま、鹿ノ台佐保、はな、登美ヶ丘ビューア、学研まゆみ、うみ、いちぶちどり	10,080		10,080																																	
71		経常	子ども課	病後児保育実施補助金	子ども福祉	H21	保育園、幼稚園	私立保育所 7園	有 県補 2/3	病後児保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:病後児保育に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助 ・実施園:いこま、はな、登美ヶ丘ビューア、学研まゆみ、うみ、ソフィア東生駒、いちぶちどり	31,060	20,707	10,353																																	
72		経常	子ども課	病児保育実施事業費補助金	子ども福祉	H25	各種団体、協会関係	学校法人栗岡学園	有 県補 2/3	病気の「回復期に至らない場合」であり、当面の症状の急変が認められない本市在住の児童を対象とした病児保育室の運営に要する費用の一部を助成する。	・補助額等:病児保育に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助 ・実施園:阪奈中央こぐま園	9,350	6,233	3,117																																	
73		経常	子ども課	一時預かり事業補助金	子ども福祉	H21	保育園、幼稚園	私立保育所 7園	有 国補 1/2	一時預かり保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:一時預かり事業に必要な経費について、国の子育て支援交付金交付要綱に基づく基準ポイントに200千円を乗じた額 ・実施園:あいづ生駒、うみ、あいづ彦分、ソフィア東生駒、いちぶちどり、学研まゆみ、はな	24,920	12,460	12,460																																	
74		経常	子ども課	休日保育事業補助金	子ども福祉	H21	保育園、幼稚園	私立保育所 1園	有 県補 2/3	休日保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:休日保育事業に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助 ・実施園:はな	1,335	890	445																																	
75		経常	子ども課	地域子育て支援拠点事業補助金	子ども福祉	H24	保育園、幼稚園	私立保育所 3園	有 国補	子育てを行う家庭を支援するため、児童とその保護者が気軽に集い、交流し、子育て相談ができる場所の提供等の実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:地域子育て支援拠点事業に必要な経費について、国子育て支援交付金交付要綱に基づく基準ポイントに200千円を乗じた額 ・実施園:いこま乳児、登美ヶ丘ビューア、いちぶちどり	15,320	7,660	7,660																																	
76		臨時	子ども課	省エネルギー化推進補助金	環境・緑化推進	H25	保育園、幼稚園	私立保育所		私立保育所のエアコン・冷蔵庫・照明器具等の省エネ対応の機種への更新や再生可能エネルギーの導入等に要した費用の一部を助成する。	・施設の省エネルギー化に要した経費について補助 ・補助額:省エネルギー化に要した経費×3/4(30,000円/年×児童数を上限) ※新規開園保育所等は対象外	22,613		22,613																																	
77		臨時	子ども課	私立保育所等施設整備費補助金	子ども福祉	H24	保育園、幼稚園	いこま乳児保育園	有 県補 2/3	待機児童解消を図るため、保育所施設を増築する法人に整備に要した費用の一部を助成する。	・H25予算時の負担区分:事業費231,000千円(県2/3・市1/12・法人1/4)	130,782	116,250	14,532																																	

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
78	○	経常	こども課	児童育成クラブ運営助成金	子ども福祉	S59	各種団体、協会関係	児童育成クラブ	有 県補 2/3	留守家庭児童等の放課後における健全育成に資するため、児童健全育成活動を行う団体に対して、予算の範囲内において助成金を交付するもの。(単価:市単部分あり)	・学童児童に対し、安定した保育の環境を提供するため、指導員の安定した雇用を確保し、学童児童の健全育成を図るため補助金を導入 ・補助対象:保育料(保護者負担)を控除した運営経費について補助 ・補助額:15人以上のクラブ400,000円/月・延長保育実施46,000円/月(補助単価:市単分あり) ・H23に保育料を見直し(第1子6,000円→7,000円、第2子3,000円→3,500円、第3子600円→0円) ※経過措置で調整補助金を交付	144,430	68,181	76,249
79		経常	健康課	食品衛生協会等補助金	保健・衛生	S60	各種団体、協会関係	食品衛生協会生駒支部		飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するもの。	・公衆衛生の向上・増進を図るため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする活動を行う団体等(市民又は市内において営業を営む者500人以上で構成する団体等)への補助 ・対象事業等:(1)食品衛生思想の普及啓発に関する事業、(2)食品衛生講習会の開催に関する事業、(3)食品衛生指導員等による巡回指導に関する事業、(4)食品関係営業施設従事者の保菌検査の奨励に関する事業等(限度額1団体27万円)	270		270
80		経常	健康課	妊婦一般健康診査補助金	保健・衛生	H17	個人等	市内に住む妊婦		県外医療機関等の委託医療機関以外で受診される妊婦一般健康診査(母子保健法)の費用補助を行うことにより、妊婦に対して早期に医療や必要な保健指導を行うもの。	・指定医療機関での受診者との均衡を図るため、委託医療機関以外で妊婦一般健康診査を受けた市民に補助金を交付(1回2,500円・1~5回目分と6~14回目分それぞれ7,500円を加算) ・H25予算から、9回分の県補助廃止(補助率1/2)	3,600		3,600
81		経常	健康課	二次予防・県外予防接種補助金	保健・衛生	H17	個人等	市民		伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため行う予防接種の受けやすい環境を作る。 県外で予防接種を行った市民に対して補助を行うもの。	・指定医療機関での接種者との均衡を図るため、施設入所等の要件に該当する者に補助金を交付 ・補助額:補助対象者が負担した予防接種費用	345		345
82		臨時	病院建設課	病院事業会計補助金	保健・衛生	H23	外郭団体等	病院事業会計		少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、二次救急医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院として生駒市立病院の建設のために設置された病院事業会計に補助する。	・病院事業会計における一般会計からの繰出について、国の繰出基準に基づき、職員給与の児童手当及び共済追加費分を補助	651		651
83		経常	国保医療課(国保)	出産育児一時金	子ども福祉	昭和以前	個人等	国民健康保険被保険者		出産費用の負担軽減	・国民健康保険の被保険者に対し、出産したときに交付 ・1件当たり42万円支給	50,400		50,400
84		経常	国保医療課(国保)	葬祭費補助金	社会福祉	昭和以前	個人等	国民健康保険被保険者		葬祭費用の負担軽減	・国民健康保険の被保険者が死亡したときに交付 ・1件当たり3万円	6,000		6,000
85		経常	国保医療課(国保)	特定健康診査受診補助金	保健・衛生	H24	個人等	特定健康診査受診者		労働世代の受診率向上、被保険者の疾病の早期発見と生活習慣病予防等健康の保持増進を図るため、特定健康診査に要した費用を助成する。	・補助対象:国民健康保険の被保険者で、当該年度において40歳、45歳、50歳、55歳になる者 ・補助額:特定健康診査に要した経費全額(1,000円)	200		200
86		経常	建築課	既存住宅耐震診断補助金	住宅・開発	H16	個人等	市民	有 国補 1/2	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた建築物の所有者が行う簡易耐震診断に対し、その費用の一部を補助する事により耐震診断を受診しやすい環境をつくり、その結果耐震改修の意識付けを行い、結果として市内の木造建築物の耐震性の向上を図り、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	・補助額等:診断に要した費用(延面積1㎡につき1,000円を限度)×2/3(20,000円限度)	1,000	500	500

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
87		経常	建築課	既存住宅耐震改修補助金	住宅・開発	H18	個人等	市民	有国補1/2	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた木造建築物の所有者が行う耐震改修工事に対し、その費用の一部を補助する事により耐震改修工事を行ないやすい環境をつくり、今後発生が予想される大地震による建築物の損傷を未然に防ぐことにより、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	・既存住宅の所有者が地震に対する安全性の向上を図るために行う耐震改修工事又は耐震シェルター型の改修工事への補助 ・補助額等:改修工事にかかる経費×1/3 50万円上限(シェルター工事は1/2・15万円上限)	7,500	3,750	3,750
88		経常	建築課	シェルター型耐震改修工事補助金	住宅・開発	H21	個人等	市民	有国補1/2	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた木造建築物の所有者が行うシェルター型耐震改修工事に対し、その費用の一部を補助することにより耐震改修工事を行いやすい環境をつくり、今後発生が予想される大地震による建築物の損傷を未然に防ぐことにより、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。		150	75	75
89		経常	建築課	特殊建築物等耐震診断支援補助金	住宅・開発	H18	個人等	市民	有	構造計算書の偽造問題を受け、マンション、ホテル等の所有者の耐震性に関する不安が高まり、安全性確保の観点から、緊急性があり市民の不安解消への取り組みとして、全ての住宅と多数の者が利用する建築物の精密な耐震診断を希望する所有者に対して、国庫補助金(住宅・建築物耐震改修等補助事業)を活用し、耐震診断に要する費用の補助を行う。	・地震時において倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消化等活動の妨げになる危険性が高いマンション、ホテルをはじめとする特殊建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者が行う精密な耐震診断への補助 ・対象経費:戸建て住宅:10万円限度、かつ、1,000円/㎡・多数の者が利用する建築物:200万円限度 ・補助額:対象経費の1/3(緊急輸送路に沿う区域は2/3)[負担区分:(一般)所有者2/3・国1/6・市1/6、(緊急)所有者1/3・国1/3・県1/6・市1/6]	1,999	1,332	667
90		経常	建築課	民間建築物吹付けアスベスト等分析調査補助金	住宅・開発	H18	個人等	建物所有者	有国補10/10	アスベストによる被害の未然防止を図るため、多数の者が利用する既存の民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査に対する支援を行う。市内にある多数の者が利用する建築物で、露出してアスベスト含有の可能性のある吹付け材が施工されている建築物について、アスベストの有無を調べるための調査に要する費用を補助。	・民間建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト等の分析調査への補助 ・補助額等:吹付けアスベスト等の分析調査に要した経費(上限25万円)	500	500	0
91		臨時	建築課	老朽家屋解体工事補助金	住宅・開発	H25	個人等	空き家所有者	有国補1/2	市内の大規模住宅地での高齢化が進む中、今後、空き家・空き地が増加することが予想されることから、地域の防犯、防災上の問題など住環境の悪化や地域コミュニティの低下が懸念されるため、老朽化した空き家を解体する際に工事の費用を補助する。	・補助額等:老朽化した空き家の解体工事費×1/3(30万円上限)	900	450	450
92		臨時	建築課	住宅省エネルギー改修補助金	環境・緑化推進	H25	個人等	市民		本市の豊かな自然を守るため、省エネルギー対策として、省エネルギー改修工事を行った既存住宅等の所有者に対し、上限50万円(改修工事費用の3分の1)を20件に助成する。	・補助額等:窓の断熱改修、床・天井・壁の断熱改修を行った住宅の所有者に対し、工事費用×1/3(上限50万円)を補助	10,000		10,000

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
93		経常	みどり景観課	生垣助成制度補助金	環境・緑化推進	H19	個人等	市民	有 ※みどりの基金	市内に生垣を設置する者に、その経費の一部として予算の範囲内で助成金を交付するもの。	・市街化区域内に生垣を設置する者への補助 ・補助対象:延長が3m以上、樹木の高さが地表面から1m以上、樹木の数が1m当たり2本以上などの要件を満たすもの ・補助額:施工経費の1/2(1m当たり5千円限度)・ブロック塀等の撤去経費の1/2(1m当たり2,500円限度)・1敷地80,000円限度(連続した敷地で同じ種類の樹木による場合の特例あり)	600	600	0
94		臨時	みどり景観課	里山づくり推進事業補助金	環境・緑化推進	H18	各種団体、協会関係	市民団体	有 県補 10/10	市の里山林(緑地)の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的な参加による森林整備活動として里山林整備を行う団体に対し補助金を交付する。	・H18から導入された県の森林環境税を原資とする補助 ・NPO・ボランティア団体、自治会等が行う森林づくり活動への補助	1,452	1,452	0
95		臨時	みどり景観課	保護樹林・保護樹木制度補助金	環境・緑化推進	H22	個人等	土地所有者	有 ※みどりの基金	緑の環境づくり支援制度の一環として、市民に親しまれ、又は由緒由来があり健全で容姿が優れている樹木・樹林でかつ一定の要件を満たすものについて補助を行うもの。	・補助対象:保護樹木(市街化区域内で健全で容姿が優れているもののうち、由緒・由来があるもので一定の要件をみたすもの)・保護樹林(市街化区域内で良好な自然環境を保全・育成する上で必要な樹木の集団で一定の要件を満たすもの)の維持管理に要する経費で適当と認めるもの ・補助額:保護樹木(対象経費の1/2・上限5,000円・1人10本)・保護樹木(対象経費の1/2・上限50,000円)	250	250	0
96	○	経常	花のまちづくりセンター	花と緑のわがまちづくり助成制度補助金	環境・緑化推進	H20	自治会関係	市民	有 ※みどりの基金	まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するもの。	・公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹等への公共の場所において草花等の植栽を実施する自治会等への補助 ・補助額等:花苗、種子、球根、樹木(低木のものに限り。)、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用(1対象者年8万円限度)	5,400	5,400	0
97		臨時	地域整備課	生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業補助金	住宅・開発	H8	各種団体、協会関係	生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合	有 国補 1/2 県補 1/4	市街地再開発組合等の施行する市街地再開発事業において、都市計画で定められた施設の整備について適切な施行を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。	・市街地再開発事業の実施主体である市街地再開発組合に対する補助(H25は施設建築物本工事費、施設建築物工事監理業務、保存登記、価格確定等に要する経費について補助予定) ・市街地再開発事業は、多くの人々による共同化事業であり、権利調整や計画に一般ビルより費用がかかること、都市計画事業であるため空地を十分とするなどの制約があることなどの特徴があることから、事業の円滑な実施を図るため、国と地方公共団体が補助できることになっており、補助対象事業の設定根拠は国の交付要綱の規定を準用	1,110,200	832,650	277,550
98		経常	下水道管理課	浄化槽設置整備補助金	環境・緑化推進	H3	個人等	市民	有 国補 1/3 県補 1/3	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、し尿だけでなく、台所、洗濯、風呂等の生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する者に費用の一部負担として補助金を交付するもの。	・生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置者に補助するもの(当面公共下水道の整備予定がない区域に限る) ・補助額:通常型(5人槽 332,000円・7人槽 414,000円・10人槽 548,000円)、他に高度処理型、単独浄化槽撤去費への補助もあり	42,666	24,998	17,668
99		経常	下水道管理課	融資斡旋制度利子補給金	環境・緑化推進	H13	個人等	市民		公共下水道処理区域内で現在浄化槽や汲み取り便所となっている物件について、公共下水道に直接排水できるよう改造する工事資金の融資をあっせんするとともに、融資に伴う利子補給を行う。	・水洗便所への融資斡旋を受けた者への融資資金の利子補給	22		22
100		経常	下水道管理課	宅地内汚水ポンプ設置補助金	環境・緑化推進	H23	個人等	市民		宅地が下水道本管よりも低く、公共下水道に接続するには宅地内にポンプ施設の設置が必要な場合、その設置費用と維持管理費用の一部をそれぞれ助成する。	・補助対象:自然流下による公共下水道への排除が困難な地域にある家屋等で公共下水道に接続するためのポンプ設置工事及び維持管理に要する経費 ・補助額:設置工事 工事に要した経費(342千円を限度)・維持管理 20,000円/年を限度	802		802

※「みどりの基金」とは、花や緑であふれ自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するため創設された、市出資金と市民の方々からの寄附金で運用している生駒市の基金です。

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
101		経常	教育総務課	障がい児課外学習補助金	学校教育振興	S60	各種団体、協会関係	生駒市特別支援教育研究会		小学校及び中学校の障がい児が、集団生活を通して生活の基本的習慣と態度を身につけるとともに、心理的かつ社会的自立を図るため、生駒市特別支援研究会が実施する障がい児課外学習事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	・補助対象:生駒市特別支援教育研究会が小学校及び中学校の障がい児を対象に実施する夏期合宿訓練等の課外学習事業に要する経費で適当と認めるもの ・補助額:小学校及び中学校の特別支援学級の児童生徒数×5,000円	725		725
102		経常	教育総務課	教育振興会補助金	学校教育振興	H16	各種団体、協会関係	生駒市小学校教育振興会		生駒市立小学校における豊かで伸びやかな教育力を一層はぐくむため、教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助金を交付する。	・生駒市小学校教育振興会が行う学校教育の発展と適確な学校運営を図るため、教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費への補助 ・補助額:学校割(小学校1校2万円)+教職員の人数割(市立小学校の教職員数×300円) ・使途の実績等により明確に報告させ、領収書類等について添付を義務付け	363		363
103	○	経常	教育総務課	全国大会等出場補助金(小学校)	学校教育振興	H12	小中学校関係	市立小学校		小学校教育の一環として児童相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るため開催される競技大会に出場した児童に係る生駒市の小学校に対し補助金を交付する。	・補助額等:全国、近畿等の競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費の2/3以内(1校100万円限度)	300		300
104		経常	教育総務課	自然体験学習推進補助金(小学校)	学校教育振興	H14	小中学校関係	市立小学校		集団生活における基本的な生活習慣を身につけることを目的とした体験活動の機会拡充のため自然体験を実施する市立の小学校に対し、補助金を交付する。	・学校における教育活動として、生駒山麓公園ふれあいセンター又は野外活動センターにおいて、宿泊又は日帰りを実施する自然体験学習への補助 ・補助額:自然体験学習に参加した児童生徒に係る施設使用料及び交通費(2/3以内)	1,000		1,000
105	○	経常	教育総務課	遠距離通学児童交通費補助金	学校教育振興	S56	個人等	遠距離通学保護者		通学距離が片道4km以上のバス利用者で、1.高山町傍示(狭戸以北)地区 2.北田原町いも山地区 3.北田原町大角地区から通学する児童の保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑な運営に資する。	・対象者:通学距離が片道4km以上のバス利用者で、①高山町傍示(狭戸以北)地区、②北田原いも山地区、③北田原町大角地区から通学する者 ・補助額:児童がバス通学に要する経費として、1学期当たり5,200円	655		655
106		経常	教育総務課	進路指導補助金	学校教育振興	H16	各種団体、協会関係	生駒市中学校教科等研究会		市立中学校における進路指導を円滑に推進するための活動に対して、補助金を交付する。	・進路指導を円滑に推進するための活動について、生駒市中学校教科等研究会に補助 ・補助額:学校割(中学校1校15,000円)+(学級割市立中学校の3年生の学級数×4,000円)	240		240
107		経常	教育総務課	教科等研究会補助金	学校教育振興	H16	各種団体、協会関係	生駒市中学校教科等研究会		中学校における豊かで伸びやかな教育力を一層はぐくむため、教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助金を交付する。	・生駒市中学校教科等研究会による教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助 ・補助額:学校割(中学校1校2万円)+教職員の人数割(市立中学校の教職員数×300円) ・使途の実績等を明確に報告させ、領収書類等について添付を義務付け	228		228
108		経常	教育総務課	クラブ活動等参加出場補助金	学校教育振興	H16	小中学校関係	中学校体育連盟/中学校教科等研究会等		生駒市立中学校の教育の一環として実施されるクラブ活動を通じて健全な青少年の育成を図るため、各種連盟・研究会等に対し補助金を交付する。	・次の補助金で構成 ①中学校クラブ活動参加補助金:生駒市中学校体育連盟が主催する協議会等に市立中学校の生徒が参加する経費への補助(市立中学校数×55,000円) ②中学校文化クラブ発表会等参加補助金:生駒市中学校教科等研究会等が主催する文化クラブ発表会等に市立中学校の生徒が参加する経費への補助(市立中学校数×20,000円) ③中学校音楽大会補助金:生駒市中学校教科等研究会が開催する生駒市中学校音楽大会の経費(市立中学校数×10,000円) ④中学校体育事業補助金:生駒市中学校体育連盟が実施する中学校保健体育の振興に必要な経費(市立中学校数×10,000円)	760		760

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
109	○	経常	教育総務課	全国大会等出場補助金(中学校)	学校教育振興	H12	小中学校関係	市立中学校		中学校教育の一環として生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るため開催される競技大会に出場した生徒に係る生駒市の中学校に対し補助金を交付する。	・補助額等:全国、近畿等の競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費の2/3以内(1校100万円限度)	2,000		2,000
110		経常	教育総務課	中学校生徒健康増進事業補助金	学校教育振興	H10	小中学校関係	市立中学校		中学校の生徒が豊かな自然環境のもとでの規律ある集団生活を通し、心身ともに調和のとれた健全な育成を図るために健康増進事業(自然教室)を実施する生駒市内の中学校に対し、補助金を交付する。	・健康増進事業(自然教室)を実施する本市の中学校に対する補助 ・中学校の第1学年又は第2学年の全生徒を対象としたもので、学校の年間計画に位置付けられ、かつ、教科等の授業を含むもの ・補助対象:技術指導者等謝礼、交通費、宿泊費等施設使用料 ・補助額:参加生徒数×3,000円	1,317		1,317
111		経常	教育総務課	自然体験学習推進補助金(中学校)	学校教育振興	H14	小中学校関係	市立中学校		集団生活における基本的な生活習慣を身につけることを目的とした体験活動の機会拡充のため自然体験を実施する市立の中学校に対し、補助金を交付する。	・学校における教育活動として、生駒山麓公園ふれあいセンター又は野外活動センターにおいて、宿泊又は日帰りで実施する自然体験学習への補助 ・補助額:自然体験学習に参加した児童生徒に係る施設使用料及び交通費(2/3以内)	100		100
112		経常	教育総務課	私立幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園	S47	保育園、幼稚園	私立幼稚園設置者	有国補1/3以内	幼稚園教育の普及充実に図り、その振興に資するため就園奨励事業を実施する私立幼稚園へ補助金を交付する。	・保護者の経済的負担を軽減するため、所得に応じ保育料・入園料の減免措置を講じた私立幼稚園への補助 ・市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯について、所得に応じて定める額を上限とする。	22,148	5,537	16,611
113		経常	教育総務課	私立幼稚園運営費補助金	幼稚園	S54	保育園、幼稚園	市内私立幼稚園		私立学校振興助成法の規定に基づき必要な補助を行い、市内の私立幼稚園の経営健全化と幼児教育の発展を図る。	・私立幼稚園における教育に係る経常的経費への補助 ・補助額:園均等割(1園当たり840,000円)＋(園児数割(市内の3歳、4歳及び5歳児の園児数×6,000円))	4,380		4,380
114		経常	教育総務課	学校保健会補助金	学校教育振興	H11	各種団体、協会関係	奈良県学校保健会生駒支部		小・中学校及び幼稚園における学校保健事業の円滑な実施に資するため、関係者との連絡協議及び研修会等の開催により知識の向上を図る。	・学校保健活動に必要な経費(奈良県学校保健会会費その他生駒市支部活動に要する経費)について、奈良県学校保健会生駒市支部に対し補助(定額補助)	210		210
115		経常	生涯学習課	生涯学習推進連絡会補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会関係	生駒市生涯学習推進連絡会		生涯学習を推進する団体相互の交流・協力を深め、加入団体の育成及び充実を図ることにより、生駒市の生涯学習の総合的な振興に寄与する当該連絡会の活動、事業を支援するため。	・生涯学習推進連絡会(生推連):市内5つの社会教育団体(子ども会育成連絡協議会、地域婦人団体連絡協議会、PTA協議会、青年協議会、自主学習グループ連絡会)で構成 ・補助額等:生涯学習関係団体のネットワーク化に関する事業、市民相互のふれあいと文化意識の向上に関する事業等に要する経費で市長が適当と認める額(いこまどんどこまつりの参加、親子対象事業の実施、演劇鑑賞会の公演等) ・H22の見直しにより自主学習グループへの間接補助を廃止	2,641		2,641
116		経常	生涯学習課	自主学習グループ補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会関係	自主学習グループ		生涯学習の推進に即したまちづくり運動が広範囲に行われ、地域の活性化を図るため生涯学習事業を進める社会教育団体である自主学習グループに対して補助するものである。	・補助対象:自主学習グループが実施する公開講座、成果発表会、社会奉仕事業等、自主学習グループが社会教育を目的としておこなう活動全般に要する経費への補助 ・補助額等:活動に要する経費(謝金、印刷製本費、賃借料等)・謝金及び印刷製本費1/2、賃借料10/10(1会計年度3回、総額30,000円を限度)	2,144		2,144
117		経常	生涯学習課	地域婦人団体連絡協議会補助金	生涯学習振興	S51	各種団体、協会関係	生駒市地域婦人団体連絡協議会		社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、女性の資質・地位の向上を目指す地域婦人会の活動を支援する。	・地域の担い手として暮らしの中の様々な課題解決に向けて、県婦連や色々な関係機関の情報を得ながら活動する組織の運営に係る事業について補助	250		250
118		臨時	生涯学習課	いこま国際音楽祭実行委員会補助金	生涯学習振興	H23	各種団体、協会関係	いこま国際音楽祭実行委員会		いこま国際音楽祭の開催にあたり、実行委員会に対して、補助金を交付する。	・補助額等:H22年から実施しているいこま国際音楽祭の開催に係る経費に対する補助(上限500万円)	5,000		5,000

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
119		経常	生涯学習課	青年協議会事業補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会関係	生駒市青年協議会		地域青年の育成及び地域青年による地域の生涯学習の機会の提供による地域社会の向上と発展に対する当該団体の活動を支援する。	・地域社会の向上と発展に寄与することを目的に、自ら企画・運営をして活動していく組織の運営に係る事業について補助	100		100
120		経常	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会関係	生駒市子ども会育成連絡協議会		社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、地域の教育の拠点となる子ども会活動の充実を図る当該団体の活動を支援する。	・市内の各単位子ども会の育成者の相互の連携を図ることにより、子ども会活動の充実と、子どもの健全育成を目的に広域的な事業を展開する組織の運営に係る事業について補助	550		550
121	○	経常	生涯学習課	ちびっこ文化祭開催補助金	生涯学習振興	H4	各種団体、協会関係	生駒市子ども会育成連絡協議会		市内の子ども会活動における子どもたちの日ごろの活動成果の発表の場として、また、様々な地域の子どもたちや育成者との交流、親睦を図り、活力を養うことを目的とする当該事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会が実施する行事(ちびっこ文化祭)の開催経費への補助	700		700
122		経常	生涯学習課	スカウト連絡協議会補助金補助金	生涯学習振興	S51	各種団体、協会関係	生駒市スカウト連絡協議会		ボーイスカウト、ガールスカウト各団の相互の連絡を図り、スカウト運動を充実し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする当該事業を支援する。	・ボーイスカウト、ガールスカウト各団の相互の連携、スカウト文化の促進を図る組織の運営に係る事業について補助	300		300
123		経常	生涯学習課	PTA協議会補助金	生涯学習振興	H5	各種団体、協会関係	生駒市PTA協議会		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	・市内の9幼稚園、12小学校、8中学校のPTA・育友会の会員(約10,000人)により構成される組織の運営に係る事業について補助	440		440
124		経常	生涯学習課	PTA協議会研究大会補助金	生涯学習振興	H5	各種団体、協会関係	生駒市PTA協議会		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	・日本PTA全国研究大会の参加補助金、日本PTA近畿ブロック研究大会の参加補助金及び生駒市PTA協議会研究大会補助金	500		500
125		経常	生涯学習課	PTA安全会加入補助金	生涯学習振興	H5	各種団体、協会関係	生駒市PTA協議会		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	・PTA安全会(傷害保険、賠償保険)の加入世帯1世帯につき60円を補助	642		642
126		経常	生涯学習課	子ども会安全会加入補助金	生涯学習振興	H8	各種団体、協会関係	生駒市子ども会育成連絡協議会		子ども会活動中に生じた事故等に対して見舞金等を給付し、もって子ども会活動の円滑な実施に資する目的の当該安全会への加入促進を図る。	・全国子ども会安全会及び全国子ども会連合会ボランティア活動保険の加入者1人につき、加入料の1/2に相当する額を補助	115		115
127		経常	生涯学習課	文化芸術振興団体補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会関係	文化芸術振興団体(生駒市芸術協会連盟・生駒市芸術協会)		文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	・補助団体等:次の要件に該当する団体(生駒市芸術協会連盟・生駒市芸術協会)への補助 ①本市の住民又は本市に通勤し、若しくは通学する者で構成される全市的な文化芸術振興団体であること、 ②おおむね100名以上の会員を有していること、 ③文化芸術活動の普及及び振興に関する事業その他文化意識の向上を図る事業の実施を目的としていること	450		450
128		経常	生涯学習課	文化財愛護団体補助金	生涯学習振興	H21	各種団体、協会関係	文化財愛護団体(生駒民俗会)		文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	・補助団体等:次の要件に該当する団体(生駒民俗会)への補助 ①本市の住民又は本市に通勤し、若しくは通学する者で構成する全市的な文化財愛護団体であること。 ②文化財の保護、調査、研究等に関する事業その他文化財保護意識の向上を図る事業の実施を目的としていること	150		150
129		経常	生涯学習課	文化財保存事業費補助金	生涯学習振興	S61	各種団体、協会関係	文化財の所有者、保持者及び管理者(H24:長福寺等)		伝統文化継承の措置策として、往馬大社の火取り行事の後継者育成等指定文化財の保存修理・管理事業に対し補助をおこなひ、文化財の保護継承、郷土愛の醸成及び市民の文化の向上に寄与する。(長福寺本堂:市負担5%)	・補助額等:国指定文化財(次のうちいずれか少ない額:①対象経費の額から国及び県が補助する額の合計額を控除した額の1/2、②県が補助する額)、県指定文化財(対象経費の額から県が補助する額を控除した額の1/2)、市指定文化財(修理事業・管理事業:対象経費の1/2・復旧事業は別に定める額) ・H22年度補助額:市指定文化財保存事業2件・29万円、市指定文化財保存事業(建造物防火管理費)20万円、重要文化財・長福寺本堂保存修理事業400万円(長福寺本堂保存修理事業:事業総額のうち市負担は5%)	4,490		4,490

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
130		経常	生涯学習課	生涯学習施設使用料補助金	生涯学習振興	H22	各種団体、協会関係	社会教育団体等		生涯学習の推進を図るため、市内に存し、市長が適当と認める公共公益性の高い事業を実施する団体等に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	・生涯学習施設の使用料見直し、減免廃止を踏まえ、公共公益性の高い事業を実施する団体等に対して使用料の1/2を補助	2,074		2,074
131		経常	スポーツ振興課	体育協会運営・施設利用補助金	生涯学習振興	H3	各種団体、協会関係	生駒市体育協会		本市体育協会の健全な運営・育成、加盟団体の各種競技会を開催することにより、本市のスポーツの普及及び振興を目的とする。	・次の補助で構成 ①体育協会運営事業(運営及び各種スポーツ行事の経費)・9/10以内 ②施設使用事業(各種スポーツ大会等を行うために要する施設使用料のうち、市が認定するもの)・施設使用料の実費換算	2,620		2,620
132	○	経常	スポーツ振興課	スポーツクラブ育成補助金	生涯学習振興	H3	各種団体、協会関係	生駒市体育協会		生駒市体育協会に加盟している競技団体(27団体)の競技力向上及び活性化を図ることにより、各競技の普及及び振興を目的とする。	・スポーツクラブ育成事業(体育協会加盟団体(各種目競技団体)育成に要する経費)への補助 ・1競技団体4万円	1,120		1,120
133		経常	スポーツ振興課	地区別体力づくり活動事業補助金	生涯学習振興	H3	自治会関係	自治連合会		広く市民にスポーツを普及し、健康維持増進のための体力づくりを推進するとともに、市民相互の親睦を図るための事業を補助する。	・自治連合会が地区別(小学校区単位での事業は可)に実施する事業で、運動会、各種スポーツ(軽スポーツを含む)大会、歩こう会等、市民の誰もが手軽に参加できるレクリエーションスポーツ的な事業で市長が認めるものへの補助 ・補助額:実施地区の世帯数に予算で定める額を乗じて得た額を上限 ・H22の見直しで対象経費を明確化するとともに、収支計算書の様式を統一化を実施	3,000		3,000
134		経常	スポーツ振興課	国民体育大会等参加補助金	生涯学習振興	H3	各種団体、協会関係	出場者等		他国・県・市町村のスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会に参加するために必要な経費の一部を補助することにより、出場選手の志気を高めるとともに、本市のスポーツの振興とスポーツを通じての友好及び相互理解を図る。	・補助額等:次の補助で構成 ①国民体育大会派遣事業:1大会につき1人当たり5,000円 ②全国スポーツレクリエーション祭派遣事業:1大会につき1人当たり5,000円 ③全国大会(各競技団体)派遣事業:1大会につき1人当たり5,000円	575		575
135		経常	消防本部総務課	消防職員大型自動車免許等取得助成金	防災・安全・人権	H25	各種団体、協会関係	市職員		消防業務の遂行に必要な大型自動車及び中型自動車の運転免許を取得しよとする消防職員に対し、その取得に要する費用の一部を助成する。	・補助対象:市消防職員(在職期間3年超で40歳未満)の大型自動車及び中型自動車の運転免許の取得に必要な経費への補助 ・補助額:運転免許試験場及び自動車教習所で必要となる経費の1/2(大型自動車免許:普通自動車免許所持者20万円限度・中型自動車免許所持者(8(限定)15万円限度、中型自動車免許:中型自動車免許所持者(8(限定)5万円限度)	250		250
136		経常	消防本部予防課	生駒市火災予防協会補助金	防災・安全・人権	S61	各種団体、協会関係	生駒市火災予防協会		火災予防事業を推進するため、本市消防機関が行う消防事業施策の遂行に協力してもらうため。	・補助対象:火災予防協会が本市の消防機関が行う消防事業施策の推進に協力して実施する(1)火災予防思想普及に関する事業、(2)消防に関する法令の普及徹底に関する事業、(3)防火管理に関する講習会及び危険物保安監督者等の講習会に関する事業、(4)消防力強化に対する協力援助に関する事業、(5)地域自主防災組織の育成強化に関する事業 ・補助額等:対象経費の1/2(55万円上限)	550		550
137		経常	消防本部予防課	火災予防推進事業補助金	防災・安全・人権	H1	保育園、幼稚園	市内保育所・幼稚園		幼年期に消防について理解を促し、火に対する正しい知識を身につけさせるとともに、幼年の健全育成を図る。	・幼年消防クラブ(佐保短大附属幼稚園・エンゼル幼稚園・いこま保育園)が実施する火災予防に関する研修及び火災予防普及活動に係る事業への補助(上限4万円) ・H25から補助額を見直し5万円→4万円	120		120

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
138		臨時	消防本部予防課	コミュニティ助成事業事業補助金	防災・安全・人権	H23	各種団体、協会関係	民間防火組織等(H23:いこま保育園)	有センター10/10	財団法人自治総合センターが実施する幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資機材等の整備に関して本市に交付される助成金を生駒市地域防災組織育成助成事業として本市の民間防火組織等に交付するもの。	・幼年消防用の資機材の整備費用への補助(自治総合センターの10/10補助) ・H23年度:いこま保育園	400	400	0
139	○	経常	消防本部総務課	消防団員互助会補助金	防災・安全・人権	H11	各種団体、協会関係	生駒市消防団員互助会		消防団員相互の親睦と福利厚生及び消防団の活性化等を図る目的として結成された消防団員互助会が、円滑に運営できるよう補助する。	・補助対象等:(1)消防団員の資質向上のための研修に関する事業・(2)消防団員の福利厚生に関する事業 ・補助額:互助会員数×6,000円	1,158		1,158

5 検証対象補助金等一覧

検討対象補助金	27件
うち第1作業部会	14件
うち第2作業部会	13件

[自治振興・地域活動、防災・安全・人権・環境・緑化推進、経済振興、住宅・開発、その他]
[社会福祉・高齢者福祉、子ども福祉、農林振興、幼稚園・学校教育、生涯学習振興]

【抽出区分】

- ① H22提言「廃止」→市「見直し」 ④ H22提言「見直し」→市「現行どおり」
② H22提言「廃止」→市「見直し検討継続」 ⑤ H22提言「見直し」→市「見直し」
③ H22提言「見直し」→市「見直し検討継続」 ⑥ H25年度に新たに検証対象とするもの

No	作業部会	対象区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
1	1	⑥	人事課	自己啓発助成金	130			H18年度の提言を踏まえ、「資格取得助成金」を廃止し、職務と資格の関連性をより明確にした形で新たに創設された補助金であるが、補助金額も少額であり、創設から5年を経過していることから、必要性及び実績、効果等を検証する必要があるため。
2	1	②	市民活動推進課	自治会長研修費補助金	1,991	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 補助限度額の削減など一定の見直しに努められているが、研修成果が地域のまちづくりへ十分に還元され、あるいは、地域住民へ成果が十分に周知されている状況にないという意見もある。 社会情勢の変化とともに、従前の内容で毎年研修することが必要とは言えなくなってきたため、本補助金を廃止し、自治会の活性化に向けた知識や情報の習得に関する体制、手法等について再構築すべきである。 なお、本補助金と同様の趣旨、枠組みで、各種委員等に対する研修補助金など公費の支出が複数見受けられることから、これらについても同じ視点での見直しが必要であり、市として統一した公募型の研修費補助制度を創設することについても検討すべきである。 	前回「廃止」と提言しているが、地域社会を支える基本的な自治組織である自治会との協働によるまちづくりの推進という認識のもと、継続されていることから、廃止に至らなかった理由及びその必要性について、再検証を行う。
3	1	⑥	市民活動推進課	友好都市宿泊補助金	100	(見直し)	(友好都市の見直しに伴い、竹野町については対象区域から除外されたい。)	創設から10年以上が経過しているとともに、補助金額が2,500円と少額であること、平成24年度の交付件数が15件と少ないことなどから、本補助金の必要性及び効果等を検証する必要があるため。

No	作業 部会	対象 区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
4	1	⑥	環境政策課	環境基本計画推進会議 補助金	3,400			重点的に進めている環境施策である が、団体の運営に係る経費が含まれて おり、事業補助化への移行を検証する 必要がある。
5	2	①	経済振興課	農家区長会補助金	750	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・研修補助金については、補助金上限額の減額や宿泊費を補助対象外とするなど、一定の改善は進められているが、他地域の取組を毎年度視察する定例的な事業でありながら、研修内容の報告書等が作成されておらず、研修効果の検証や農家区長が一般農家に研修内容を周知するといった取組が不十分な状況である。 ・定例的な支出となっている研修補助金については、いったん廃止し、団体自らが研修の趣旨・目的や見込まれる効果、フィードバックの方法等を明らかにした上で、市が必要性や公益性を明確な基準に基づき判断するといった手法、体制等を再構築すべきである。 ・見直しに当たっては、自治会長研修費補助金において指摘したとおり、公募型の研修費補助制度の創設を考慮すべきである。 	前回「廃止」の提言を受け、研修後の事後報告書の作成と地元農家への周知がなされているが、提言との異なる対応についての理由等を確認するため、検証対象とする。
6	2	④	経済振興課	農家区長活動交付金	1,408	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市の農業行政を円滑、適正に執行する上で、農家区長が大きな役割を果たしている状況は理解できるが、農家区長が行う業務・役務に対する対価、報償といった人件費的な側面が強い補助金と考えられることから、農家区長に委ねるべき事務と市が直接担うべき事務についての現状把握、業務範囲の明確化を早急を実施すべきである。 ・その上で、農家数、農地面積、地勢、有害鳥獣等の状況などを勘案し、地域ごとの業務量等について調整を図るべきと判断される際は、均等割と戸数割の配分割合の見直しなど、支出方法を改善し、より公平で効果的な補助制度とすべきである。 	前回の「見直し」の提言に対して、「現行どおり」との市の対応について、見直すことができない理由、支給基準(均等割の割合の妥当性)等を確認し、再検証するため、検証対象とする。

No	作業部会	対象区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
7	2	④	経済振興課	土地改良事業補助金	6,700	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全・活用のほか、防災の面からも事業の必要性は理解できるものであり、補助対象額について設計金額から設計金額の8/10又は施工業者請求額のいずれか低い方に改めたほか、農道用地については地元からの寄附を原則とするなど、H18年度の本委員会からの提言に沿った見直しもなされている。 ・農業用道路の新設、改良など投資規模が大きい施設整備事業においては、市の財政負担も相当額に上ることを踏まえ、一定の受益者負担は制度化されているものの、農業の生産性の向上、農業構造の改善といった土地改良事業の目的に即し、当該事業の必要性や効果を精査した上で、補助金による支援を実施されたい。 ・土地改良事業の実施主体については、設計金額が500万円以上の事業については市が直接実施し、500万円未満の事業は土地改良区等の地元が施工することとされているが、地元施工における発注・契約の手法について、いかに競争性を確保するのかが課題と考えられることから、事業主体を決定する金額の区分の妥当性も含め、地元施工において、より公平性と透明性を高める発注・契約の手法を検討されたい。 ・なお、農業行政の基本となる「農家」の捕捉基準について、国の基準などを参考に再検討されたい。 	前回、競争性の確保の観点から実施主体の決定区分についての見直しを提言したものの、市の対応が「現行どおり」であったことから、現在の方法により競争性が担保されているかを確認し、市の対応の妥当性を検証する必要があるため。
8	1	④	経済振興課	商工会議所補助金	9,616	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関である商工会議所を通じ、経営基盤が脆弱な小規模事業者へ支援を行う一定の意義は認められるが、税務相談、法律相談など各種相談業務をはじめ、補助金の交付対象業務について、小規模事業者支援への寄与度を検証することが必要である。 ・また、補助金額については、現在、前年度に県から商工会議所へ交付された補助金額の1/3以内と、固定的な運用がなされており、一定水準が維持されたままととなっている。 ・商工会議所が行う小規模事業者経営支援事業には経営指導員による指導、講習会等の開催、金融斡旋など多様な業務が含まれることから、本市の商工業振興に関する費用対効果を個々に見極め、補助金の交付対象とすべき事業の取捨選択を行うことが必要であり、個別の事業に支援対象を特化するなど、事業補助に移行すべきである。 	前回、補助金額が県から交付された補助金額の1/3以内と、固定的な運用がなされ、一定水準が維持されていることを指摘し、補助金の交付対象事業を取捨選択し、事業補助へ移行されたいと見直しを提言したが、県要綱において対象事業が限定されているとの理由から、現状が維持されている。このことから、市が独自に補助対象を個別に設定することの可否を検証し、市の対応が適切かを確認する必要がある。

No	作業 部会	対象 区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
9	1	⑥	経済振興課	特産品振興補助金(茶釜 生産協同組合補助金)	200	(継続)	(地場産業の発展を意図した補助金の意義は認められるが、繰越金の多い団体も見られることから、補助金の交付対象を明確化し、事業補助化を検討すべきである。)	H18の提言では、「継続」とし、コメントにあるように事業補助化の検討を指摘したが、現在も補助金額が一定額維持されており、検討の結果等を検証する必要があるため。
10	1	⑥	経済振興課	特産品振興補助金(編針 工業協同組合補助金)	200	(継続)	(地場産業の発展を意図した補助金の意義は認められるが、繰越金の多い団体も見られることから、補助金の交付対象を明確化し、事業補助化を検討すべきである。)	
11	1	⑥	経済振興課	特産品振興補助金(茶道 具同業組合補助金)	200	(継続)	(地場産業の発展を意図した補助金の意義は認められるが、繰越金の多い団体も見られることから、補助金の交付対象を明確化し、事業補助化を検討すべきである。)	
12	1	⑥	経済振興課	伝統的工芸品育成補助 金	300	(継続)	(事業補助化により、特産品振興補助金との一元化を図るべきである。)	H18の提言では、特産品振興補助金との一元化を図った上で、継続としたが、現在も一元化がなされておらず、補助金額も定額が維持されていることから、再度検証のため検証対象とするもの。
13	1	⑥	経済振興課	中小企業債務保証料補 給金	10,000	(継続)		現在は、市の重要施策である企業立地施策や環境施策を推進するための手法としても運用されている制度であるが、創設から30年以上経過しており、後段の利子補給金と併せた効果等の検証が必要であることから、検証の対象とするものである。

No	作業 部会	対象 区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
14	1	①	経済振興課	中小企業融資制度利子 補給金	19,500	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業利子補給金については、市の中小企業向け融資制度における事業者への負担軽減策のひとつとして導入されているところである。 ・この制度融資そのものについては、中小事業者の経営の安定と振興を促進する上で、一定の効果と意義を有するものであると理解できる。 ・しかし、利子補給金制度については、現在の金利情勢等の経済実態や、年間1件(単位)当たりの支援規模が少額(約4万円程度)にとどまっていることなどから、その目的である中小企業の経営の合理化や設備の近代化等による経営基盤の強化に直結しているとは考え難い。 ・担当部署においても、年利1%相当額に固定された補給金額や融資利率のあり方など、制度改善の必要性は認識されているところでもあり、利子補給金については、いったん制度を廃止すべきである。 ・その上で、中小企業への融資制度における融資総枠の確保はもとより、債務保証料の補給制度との関連も踏まえ、中小企業関連施策のメニューの組み直しを図るとともに、企業誘致施策の更なる充実等の取組も含め、別途、支援の仕組みを再構築すべきである。 	<p>前回の提言を踏まえ、年利1%相当額に固定された補給金額を、年2%未満の場合はその1/2を補給額とする見直しをしているが、「廃止」の提言に対して異なる対応となることから、廃止に至らなかった理由等を確認し、本補給金の必要性を再検証する必要がある。</p>

No	作業 部会	対象 区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
15	1	②	人権施策課	人権教育研究会補助金	1,250	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研究会については、学校等における人権教育を推進するための研究団体として、市内の保育園、幼稚園、小中学校、高校の全教員等で組織されているが、その運営経費は、市が交付する補助金で丸抱えしており、人権教育推進協議会と同様に、団体の自主性と中立性を確保する観点から、改善が求められる状況にある。 ・研究会への補助対象項目の相当部分は研修会・研究会等への参加費、旅費等で占められており、上部団体への分担金も含めると、1/2以上が直接実施する事業以外への支出となっていることから、人権教育推進協議会への補助においては、研修会等に参加する際の交通費について補助対象から除外する見直しが行われていることとの整合も踏まえ、任意の民間団体である本研究会に対する補助金は廃止が妥当であると判断する。 ・その上で、教員の学習機会等を確保し、教育現場における人権教育の効果的な推進を図るために必要と判断される研修・研究等については、市が直接、その機会を確保し、経費を負担することなども考慮すべきである。 ・また、今後団体として、研修会への参加といった事業以外で効果的な事業を積極的に展開し、会費等の財源確保に努められる場合にあっては、改めて支援の方策を検討することが適当である。 ・なお、本研究会は、会則において生駒市内の全教職員等をもって組織することとされているが、強制的な加入を義務付けているのであれば、任意の研究組織としての団体の性格にそぐわないものであり、併せて検証すべきである。 	<p>前回の提言を踏まえ、事業の廃止や事務経費の抑制により、大幅に予算が削減されているが、任意の民間団体に対する補助金であることに着目して「廃止」とし、市での直接執行も検討すべきと指摘しているにもかかわらず、本補助金が存続している必要性等を再度検証する必要がある。</p>
16	2	③	高齢福祉課	社会福祉協議会補助金	30,000	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に本委員会の「外郭団体のあり方検討部会」からも提言したところであるが、社会福祉協議会の事業が多様化する中で、本来の機能や位置づけが不明確となっており、団体の方向性、役割の明確化と事業内容の整理が早急に求められるところである。 ・担当部局においては、社会福祉協議会も参加した上で、見直しの検討作業に着手する予定であるとのことであるが、単に既存事業の役割分担を整理するにとどまらず、個々の事業の必要性にまで踏み込んだ議論が必要である。 ・また、本補助金の積算根拠については、監査委員や本委員会から幾度となく明確化を指摘されているところであり、作業部会においても極めて強い懸念を持つところである。 ・今後、事業内容そのもの見直しに併せて、速やかに補助金の支給対象とすべき具体的な事業を整理・特定し、効果的で透明性の高い事業補助金への転換を図るべきである。 ・上記の検討作業の結果は、可能な限り早急に取りまとめ、団体の財務状況等を含めて市民に分かりやすい形で公表するとともに、平成23年度予算に確実に反映させるべきである。 	<p>本補助金については、過去の監査委員や本委員会から指摘されていた補助金額の積算根拠の明確化について、要綱の改正がなされているようであるが、いまだ前回の見直し時と同額の補助金が交付されていることから、積算根拠を把握し、補助金額の妥当性を検証する必要がある。</p>

No	作業 部会	対象 区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
17	2	①	高齢福祉課	地域交流施設運営補助金	1,000	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、地元からの要望により、市が土地を無償貸与するとともに、補助金を支出して建設された施設であり、運営については、併設されたデイサービスセンターの運営者が管理することに対して補助金を支出している状況にある。 ・このような特定地域の住民利用に限定された交流施設のあり方については、平成18年度の本委員会の提言においても他の地域との公平性の観点から改善を指摘していたところであるが、地元管理への転換に向けた一定の協議等はなされたものの、現在まで具体的な見直しがなされていない状況にあり、他地域との均衡を考慮した場合、市の補助金により利用者を限定した運営を維持する妥当性は見だし難いことから、期限を設定した上で当該補助金は廃止すべきである。 ・なお、今後の施設運営については、補助金の廃止を前提として、当事者間である3者において管理のあり方を検討されたい。 	前回の見直しを踏まえて、H23年度予算において、廃止するとの対応であったが、地元との覚書が確認されたという理由からH22年度から補助金額が大幅に減額されているものの、補助金自体は維持されていることから、改めて市の対応を再検証する必要がある。
18	2	⑥	高齢福祉課	シルバー人材センター運営補助金	7,100	(見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 職員派遣の必要性を検討されるとともに、収支の均衡と繰越金の動向に留意し、機能の向上により事業体としての自立を促す方策を視野に入れていただきたい。 	H21年度の外郭団体等の見直しを受けて、国補助金と同額とする補助金額の削減を実施しているが、団体の運営経費に対する補助を継続していることから、現状等を確認し、その必要性、妥当性等について検証する必要があるため。
19	2	②	高齢福祉課	高齢者交通費助成金	200,950	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度には支給額を削減するとともに、担当部署においては平成23年度までに支給対象者、支給金額の見直しを予定していることであるが、高齢化の急速な進展により給付対象者数は増加の一途をたどっており、持続可能な財政運営を図る観点からも政策そのもののあり方を抜本的に見直すべきである。 ・運用面においても、本助成金の目的が、必ずしも達成されているとは言い難く、また交付対象者以外による使用の可能性があること、所得制限の導入など多くの課題があることから、本制度自体については、一旦廃止すべきではあるが、生きがいつくり、交通弱者への支援など複合的な政策目的を整理した上で、真に支援が必要な市民に対する制度となるような方策を改めて検討すべきである。 	前回の提言を受けて、市として今後の同助成金のあり方について検討する必要性は認識しているところではあるが、現在の検討状況及び今後の方針等を確認する必要があることから、検証対象とする。

No	作業部会	対象区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
20	2	③	こども課	児童育成クラブ運営助成金	144,430	見直し	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる学童保育の運営を支援する補助であり、保護者の就労環境の多様化等によるニーズの増加に伴い、子育て支援施策としての必要性は認められる。 学童保育については、昭和59年以降、市・保護者・指導員の3者で運営協議会が運営されており、市が事務局業務を担っているが、より効率的で適正な運営方法・体制を模索していく時期を迎えていると考えられ、実際に他都市と比較しても、手厚く補助金が支出されている状況にある。 他都市においては、保護者、市民等が一体となって、効率的で効果的な運営を実現している事例も散見されることから、全国の多様な情報を収集し、生駒市との違いなど運営の実態に関する情報をオープンにして議論すべきである。 運営協議会の設立経緯を踏まえた上で、市・保護者・指導員の役割分担についての見直しを検討する中で、適切な受益者負担、安全・安心な保育環境の確保とともに、効率的で効果的な運営に寄与する補助制度への転換を図られたい。 	受益者負担の適正化の観点から、保育料の見直しを行い、補助金額の削減に努めてはいるが、前回の提言において指摘した「市・保護者・指導員の役割分担についての見直し」の状況を踏まえた「効率的で効果的な運営に寄与する補助制度への転換」が図られているかを検証する必要がある。
21	1	⑥	花のまちづくりセンター	花と緑のわがまちづくり助成制度補助金	5,400			H20年度の創設以来、花と緑と自然のまちづくりに資するものとして運用されてきたが、これまでの効果や補助対象経費、補助金額等について、検証する必要がある。
22	2	⑥	教育総務課	全国大会等出場補助金(小学校)	300	(継続)		H18年度の提言においては、継続とされているところであるが、補助金交付基準を超える補助率により交付されていることから、その必要性、効果等を検証することが求められるため。
23	2	⑥	教育総務課	全国大会等出場補助金(中学校)	2,000	(継続)		H18年度の提言においては、継続とされているところであるが、補助金交付基準を超える補助率により交付されていることから、その必要性、効果等を検証することが求められるため。
24	2	④	教育総務課	遠距離通学児童交通費補助金	655	見直し	<ul style="list-style-type: none"> 本補助金については、創設時以降、補助対象の地域が新たに発生しているにもかかわらず、3つの地域に限定して補助を継続し、不公平な状況が続いている状況にあることから、廃止も含めて制度のあり方を検討すべきである。 もともと、子どもの権利保障、通学の安全確保の面から、地域条件を撤廃し、公平性を維持することにより、継続することも考えられ、その際は距離などの交付基準についても改めて検討されたい。 	前回の見直しにおいて、公平性の観点から地域条件の撤廃を指摘したものの、対象地域が要綱に定められた地域のみであることから現状を維持することであったが、改めて現状を確認し、地域条件の撤廃の是非について再検証する必要がある。

No	作業 部会	対象 区分	所属名称	補助金名称	H25年度 予算額 (千円)	H22年度行政改革推進委員会 提言 ()はH18提言		検証対象とした主な理由
						総合 評価	コメント	
	2	⑤	生涯学習課	ちびっこ文化祭開催補助金	700	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ちびっこ文化祭については、主催者である子ども会育成連絡協議会自らが企画立案、準備等の実務を担い、多くの参加者も得ており、子どもたちが健全に活動できる場所と機会を提供するという趣旨において意義は認められるが、事業効果をさらに向上させるためには、他の社会教育関係団体等との連携の強化が求められる。 ・イベントへの参加の促進や出展募集等においては、学校等への協力要請を行っているとのことであるが、事業をさらに円滑かつ効果的に展開するためには、実務を実質的に担っている団体等の当事者意識の醸成が不可欠であり、協力団体等との事業の共催も含め、補助金の効果的な支出のあり方を検討すべきである。 ・協議会本体への補助金と文化祭の補助金を区分して交付している理由については、文化祭の事業規模が大きいことから、行事単独での収支状況を把握する必要があるとのことであり、現状の交付方法は、妥当と考えられる。 	前回の提言を踏まえ、他団体との連携強化による事業効果の向上と、協力団体との共催した上での補助金の交付方法を検討しているが、検討結果を確認し、改めて補助金の効果を検証する必要がある。
26	2	⑥	スポーツ振興課	スポーツクラブ育成補助金	1,120	(継続)		・H18年度の提言では継続とされたところであるが、創設から20年以上経過し、補助金額も4万円と少額であることから、補助金の必要性、効果等を再度検証する必要があるため。
27	1	⑥	消防本部総務課	消防団員互助会補助金	1,158	(見直し)	補助対象基準の明確化を図るとともに、支出内容の詳細の確認など、厳格な運用を実施されたい。	・H18年度の提言を踏まえ、補助金額の大幅な減額を行うなどの見直しは行われてきており、災害発生時における消防団員の必要性は理解されるころではあるが、市職員互助会の補助金が廃止されるなどの状況下において、本互助会に対する補助金の必要性、現状等を検証する必要があるため。

6 補助金等検証シート

No.

所属		会計		款		項		目		事業		
第5次総合計画施策体系	章			節		部門				部門名		

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称				
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)				
(3) 補助金創設年度	年度	交付区分		
(4) 補助金の導入経緯及び目的				
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁 (該当する場合のみ)				
(5) 平成25年度予算額	千円	財源	国・県補助金	千円
			その他特定財源()	千円
			一般財源	千円
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]			
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	[市単による上乗せがある場合は、その内容]			
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]			

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)		(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項	目	積算根拠又は内容	金額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等は無償貸与している			千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12)((11)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	0 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	%
------------------------	------	-----------------------	---

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。		
補助対象事業・補助対象経費		
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		
補助率又は単価設定根拠		
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。		
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。		
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。		
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。		
[上記のように評価した理由]		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。		
[上記のように評価した理由]		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。		
[上記のように評価した理由]		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。		
[上記のように評価した理由]		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)		
[上記のように評価した理由]		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。		
[上記のように評価した理由]		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。		
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。		
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)]		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。		
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)		
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
	判断理由	

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

見直し時期	
見直しの契機	
見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。]
(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--

(8)今後の方向性は？

	判断理由	
	②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	千円	千円	千円	千円	千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	千円	千円	千円	千円	千円
交付件数実績					
当該年度交付対象数					
補助金交付・管理事務の person 費	0 千円				
職員従事者数(人・年)					

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	千円	
大和郡山市	千円	
天理市	千円	
橿原市	千円	
香芝市	千円	

7 生駒市補助金制度に関する指針

第1 指針策定の背景

生駒市ではこれまで、その時々々の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断からそれぞれの補助金が創設されてきたが、その判断に当たっての明確な基準がなく、また、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設された補助金は廃止することが難しく、補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じている。これらの問題点を整理すると次の点に要約される。

1 交付基準の明確化の必要性

- (1) 広範にわたり多様な性格の補助金があり、体系や交付の考え方などが整理されておらず、それぞれの補助金と市の目指すべき方向性との整合も不十分であると考えられる。
- (2) 補助金の創設を決定する際に、その根拠となるべき具体的な基準が曖昧である。
- (3) 説明責任の面、公平性の面や恣意性の排除の面でも、具体的な交付基準が必要である。

2 補助の長期化・既得権化の抑止

- (1) その時々々の政策的な判断等により補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。
—平成18年度予算の補助金全147件のうち、創設から10年を超えて存続する補助金が82件、約56%を占める状況である。
- (2) 団体補助にあっては、補助金が継続して交付されるほど、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金に依存した運営となってしまうことが懸念される。
このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多用な活動の創出を妨げることになるおそれがある。
- (3) 昨今の急激な市民ニーズや社会情勢の変化の中にあって、果たしてこれほど継続的な補助金の交付が必要であるのかについては、厳格に検証すべきであり、補助期間の終期の設定と定期的な見直しの仕組みが必要である。

3 補助金交付の効果の検証

- (1) 補助金は、一定の行政目的をもって交付されるが、現在の仕組みでは、その補助金の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのか等についての効果の検証が十分に実施できていない。
- (2) 補助金が市税によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて説明をする責任がある。
- (3) 補助金交付の効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表するシステムが必要である。
- (4) これまでの補助金の交付については行政側の判断に全面的に依拠してきたが、市税を財源とする補助金の活用については、補助金を審査する第三者機関を設置し、市民等が効果等のチェックを行うことが求められる。

4 交付機会の均等化と透明性の確保

- (1) 長期に渡り存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが含まれている。
- (2) 市民のニーズが多様化する中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要がある。
- (3) そのためには、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように、開かれた補助金制度を構築していく必要性が考えられる。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加するようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まるものと考えられる。

5 補助対象経費・交付手続の明確化

- (1) 補助金の中には、創設以来、補助金額や単価を見直したことがないと思われるものや長期に渡って固定化しているものも多く、全体として補助対象経費や積算基準の見直しが十分なされていない状況であり、ゼロベースから金額等の妥当性を検証し、補助対象

経費や補助金額の算定根拠を明らかにする必要がある。

- (2) 補助金の申請を受け、交付の決定、支出に至るまでの統一的なプロセスが確立されていないため、市民からみると公平・適正に補助金が交付されているのかがわかりにくい状況であり、一連の交付手続きを明確化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化すべきである。

第2 新たな補助金制度の構築

上記の問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするため、補助金を交付する際の統一のルールとなる「補助金交付基準」を策定し、交付対象、定期的な見直しの仕組みなどを明確化するとともに、この基準を踏まえて、補助金制度の適正な運用を確立するため必要な措置を次のとおり定めるものとする。

1 「補助金交付基準」

(1) 交付の適否の判断基準

補助金の交付は、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

[公益性]

- ① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。
- ② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。
- ③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

[必要性]

- ① 市が関与する妥当性はあるか。
- ② 補助金等の交付以外の代替策はないか。

[補助の効果]

- ① 補助金等の交付の効果が認められるか。
- ② 補助金額に見合う効果が期待できるか。

[補助内容の妥当性]

- ① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。
- ② 補助金の使途は目的に沿ったものか。

※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外

(団体補助の場合)

③団体等の財務状況を検証しているか。

※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。

※多額の積立金、基金等を有していないこと。

※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。

④団体等の会計処理や使途は適切か。

※団体等において適正な監査機能を有していること。

※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。

(2) 補助金額等の適正化

①事業費補助の原則

団体運営費の補助については、本来自立した団体として基礎的経費を自ら賄うべきところが、一定額を継続的に補助することで団体の自立をも阻害している可能性もあり、是正が必要である。

・補助の目的及び補助対象の明確化を図るため、原則として事業費補助へ転換するものとする。

・団体の運営基盤が脆弱な場合は、原則として3年を限度に運営費補助を行うことができるものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

②積算基準、補助金額等の見直し

補助金の積算基準、補助率、補助金額等については、次の点に留意して、ゼロベースからその妥当性について検証を行うものとする。

・国や県との協調補助や、財源として国・県からの補助がある事業等については、裁量の範囲が比較的狭いものであるが、主体性をもって必要性や経費を精査する。

・交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅費等で、補助金の交付目的に直結しない経費については、補助対象外とする。

- ・補助基準の透明性確保の観点から、定額ありきとなっている補助金は、補助対象経費を明確化する。
- ・補助率については、原則として補助対象経費の 1/2 を上限とし、見直しを図っていくものとする。政策的な理由等から 1/2 を超える場合は、市民に対しその妥当性を十分説明するものとする。
- ・補助金の交付先から、さらに再交付する形態の補助金については、補助対象基準を透明化するため、直接補助への切替えを検討する。

(3) 補助期間

①終期の設定（サンセット方式の確立）

補助金の既得権化を防止し、その時々々の市民ニーズに則した補助金制度を構築するため、補助金の交付期間を明確化するものとする。

- ・今後、新規で創設する補助金については、必ず3年の終期を設定する。
- ・既存事業についても、原則として3年の終期を設定するものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

(4) 補助金の定期的な見直し

補助金を取り巻く状況が絶えず変化することを踏まえ、この指針の実効性を確保し、不断の見直しを進めていくために、3年の終期到来時に、全ての補助金について改めて見直しを実施するものとする。

①見直しの方向性

原則的な終期設定期間にあわせ、各補助金について「(1)交付の適否の判断基準」に基づく評価を行い、次の区分により補助金の方向性を定めるものとする。

[継続]

- ・法令等により補助の実施が義務付けられているもの
- ・国、県等の補助金を財源とする補助金で、市の負担が義務的であるもの
- ・他の自治体との協議等により、市の負担が決定しているもの
- ・「(1)交付の適否の判断基準」に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの

[縮小・統合]

- ・繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えている団体に対するもの
- ・類似の補助事業等があり、統合により効果が上がると考えられるもの

[廃止]

- ・事業の浸透・普及などにより、事業目的が達成されているもの
- ・社会経済状況などの変化により、事業効果が薄れているもの
- ・事業目的が十分に達成されていないなど、事業効果が不明確なもの
- ・国、県等の制度廃止などにより、必要性が認められないもの
- ・補助以外の手法（委託料、報償費等での支出）を検討すべきもの

2 補助金の適正運用に向けた措置

「補助金交付基準」に基づく検証の仕組みを実効性あるものとし、確実に見直しを進めるとともに、信頼される補助金制度の構築と継続を図るための仕組みづくりとして、次の措置を講ずることとする。

(1) 補助金の外部審査機関の設置

ア 補助金の適正な交付と市民に開かれた補助金制度を推進するため、公募市民や学識経験者からなる「(仮称) 補助金審査委員会」を設置する。

イ 審査委員会では、新たな補助金を創設する場合や、3年ごとの定期的な見直し時期に、「補助金交付基準」に基づく審査を実施する。

(2) 積極的な情報公開

ア 常に市民ニーズに沿った補助金制度を維持し、市民によるチェック機能を確保するためには、分かりやすく、徹底した情報公開が不可欠である。

イ 情報の公開については、個々の補助金の支出状況の一覧表のほか、定期的な見直しの結果などをホームページ等で公開するものとする。

(3) 「補助金交付手続規則」の制定

補助金の申請から支出に至る一連の手続を統一化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化するために、補助金交付手続規則を制定する。

(4) 市民公募型補助金の拡充

ア 「市民との協働」を推進し、団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成を行うため、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実を図る。

イ 平成19年度から創設された「生駒市まちづくり活動支援事業補助金」の適用範囲の拡大、既存補助金の公募制への移行を積極的に検討する。

(5) 各種団体への支援のあり方

ア 事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体については、団体の自立性を強化し、過度な干渉を防止する観点から、段階的に解消すること。

イ 各種団体に対する施設使用料の減免については、「社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会」での検討結果等を踏まえ、見直しを図ること。

○生駒市補助金等交付規則

平成20年10月15日

規則第19号

改正 平成24年3月29日規則第4号

生駒市補助金等交付規則をここに公布する。

生駒市補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

ア 補助金

イ その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が指定するもの

(2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 補助事業の目的及び内容

(3) 補助事業の経費の配分、完了の予定期日その他補助事業の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に係る事業計画書

(2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項の申請書に

記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の全部若しくは一部を省略することができる。

(交付の決定等)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(平24規則4・一部改正)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(平24規則4・追加)

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(決定等の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に対して書面により通知するものとする。

2 市長は、補助金等を交付することが適当でないとき、速やかにその旨を申請

者に通知するものとする。

(平24規則4・一部改正)

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(平24規則4・一部改正)

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第6条第1項の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(平24規則4・一部改正)

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金

等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第11条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日までに、当該補助事業の成果を記載した実績報告書により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、補助事業の経費に係る領収書又は契約書の金額が1件当たり1,000円以下となるときその他市長が特に必要があると認めるときは、支出項目の一覧表をもって第2号に掲げる書類に代えることができる。

(1) 収支決算書

(2) 領収書及び契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業の経費に係る領収書又は契約書の金額が1件当たり100万円以上となるときは、当該領収書又は契約書の原本を確認するものとする。

4 市長は、特に必要がないと認めるときは、第2項各号に掲げる添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項(次条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件

に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の時期等)

第15条 補助金等は、第13条第1項の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括し、又は分割して事前に交付することができる。

(交付の請求)

第16条 補助事業者は、第13条第1項の規定により通知を受けた補助事業者が補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助金等の交付を受けようとする場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等又は法令等に基づく市長の処分違反したとき。
- (5) 第4条の2各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(平24規則4・一部改正)

(補助金等の返還)

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消

しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和34年3月生駒市条例第21号)の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、

市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類の整備及び保管)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する書類を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、補助事業の終了後5年間保管しなければならない。

(調査等)

第23条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(規程の制定)

第24条 市長は、補助金等ごとに、補助金等の交付に関し必要な事項を規定した規程を制定するものとする。

(施行の細目)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、平成21年度以後の年度分の補助金等について適用する。

(生駒市会計規則の一部改正)

3 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成24年3月規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この提言書に対するお問い合わせは、下記までお寄せください。

生駒市 企画財政部 企画政策課

〒630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号

Tel 0743-74-1111 (内線 214)

Fax 0743-74-9100

生駒市ホームページ URL <http://www.city.ikoma.lg.jp/>